

中京大学大学院社会学研究科

社会学論集

第17号 (2018年3月)

論文

- 高齢者が負担増を納得する論理を求めて
——フランスの社会保障目的税 CSG の検討から——
…………… 大岡 頼 光 …… 1

特集

社会福祉学と社会学のダイアログ——植民地・近代・歴史——

- 序 特集「社会福祉学と社会学のダイアログ
——植民地・近代・歴史——」によせて
…………… 岡 部 真由美 …… 25

報告論文

- 帝国日本の植民地政策研究とその後の展開
——社会事業を例として——
…………… 大 友 昌 子 …… 29

論文

- 近代化と福祉
——戦後家族社会学の含意を再検討する——
…………… 亀 山 俊 朗 …… 49

- 社会福祉学と社会学のダイアログの原点としての社会調査資料
——「帝国日本の植民地政策研究」から
戦後の「労働調査資料」の復元研究へ——
…………… 相 澤 真 一 …… 65

<論文>

高齢者が負担増を納得する論理を求めて ——フランスの社会保障目的税 CSG の 検討から——

Convincing the Elderly to Finance Social Security: Focusing on the Increase in
Social Security Tax (CSG) in France

大岡 頼光

Yorimitsu OOKA

中京大学現代社会学部教授

要旨

少子高齢化で膨らむ社会保障財源を確保するには、高齢者も納得しての負担増が必要だ。本論は高齢者負担増となる社会保障目的税 CSG の増税を唱えたマクロンが、フランス大統領選挙に勝てた背景を分析する。

1991年創設の CSG は「稼働所得・代替所得（年金等）」「資産所得」「投資益」等を対象とし、所得税より広範な所得を課税対象とする。労使拋出の社会保障料が中心の社会保障財源を、広く国民にも負担してもらうようにした。

2. 高齢者に負担増となる増税を唱えたのに、高齢者が支持したのはなぜか。
3. CSGの導入で高齢者の社会保障負担が増えたが、医療保険に CSG 税収が投入された。
4. マクロン支持は、高齢者の貧困率が若い世代の貧困率より低いからだ。一方、日本は高齢者の貧困率が高い。
5. 増税を納得できるだけの年金を前提とした CSG は、スウェーデンの課税給付金（「全員が税負担できるよう、給付する」）に似る。
6. 日本も増税が必要だが、高齢者の貧困率が高く、増税を唱えると選挙に負けやすい。

キーワード：増税（tax increase）

選挙（election）

[論文] 高齢者が負担増を納得する論理を求めて (大岡)

年金課税 (taxing pensions)

貧困率 (poverty rate)

スウェーデン (Sweden)

目次

1. 本論の目的
2. 高齢者の CSG 増税への支持か
——フランス大統領選でマクロン勝利
3. CSG 導入の背景
 - 3-1 CSG を導入した理由
 - 3-2 CSG 導入による高齢者の貢献増
 - 3-3 医療保険に CSG 税収を投入
——高齢者は CSG 増税を納得しやすい?
4. 高齢者への増税をいうマクロン支持の背景
 - 4-1 ユーロ圏に残った方が年金や資産が守れる
 - 4-2 高齢者より若い世代の貧困率が高い
 - 4-3 日本の高齢者の貧困との比較
5. CSG とスウェーデンの課税給付金との類似性
6. 日本で増税を訴えるためには

【文献】

1. 本論の目的

少子高齢化で膨らみ続ける社会保障の財源を確保するために、①高齢者に負担増を納得してもらう論理を筆者は探ってきた。本論の目的は、①の手がかりを得るために、②高齢者への「増税を唱えても選挙に勝てた」事例を分析することにある。具体的には、高齢者には負担増となる社会保障目的税 CSG の増税を唱えたマクロン候補者が、フランス大統領選挙に勝てた背景を分析していきたい。

CSG (contribution sociale généralisée、一般社会拠出金) は社会保障目的税で、1991 年に創設された。「稼働所得および代替所得 (年金等)」「資産所得」「投資益」「(97 年から) くじ・カジノでの獲得金」を課税対象とし、いずれの所得類型においても所得税よりも広範な所得を課税対象とする (柴田 2017)。労使の拠出による社会保険料を中心としてきたフランスの社会保障の財源を、広く国民に負担してもらうようにしたのである。

2. では、大統領選挙でマクロン候補が高齢者には負担増となる CSG の増税を唱えたにもかかわらず、高齢者がマクロンに投票した事実を確認し、それはなぜかと問いを立てる。3. では、CSG を導入した理由や、導入で高齢者の社会保障への経済的貢献が増えたこと、医療保険にも CSG 税収が投入されたことを述べる。4. では、マクロンが支持された理由を考える。フランスでは高齢者より若い世代の貧困率が高いこと、日本は状況が違うことを明らかにする。5. では、増税を納得できるだけの年金を前提とした CSG と、スウェーデンの課税給付金の発想 (「全員が税負担できるように、全員に十分給付する」) との類似性を指摘する。6. では、日本は増税が必要だが、「増税を唱えても選挙に勝てる」状況にないことを確認する。

2. 高齢者の CSG 増税への支持か

——フランス大統領選でマクロン勝利

2017 年 5 月 7 日に行われたフランス大統領選では、中道・独立系のエマニュエル・マクロン前経済相 (39) が、「自国第一」や欧州連合 (EU) 離脱を問う国民投票の実施を掲げた極右・国民戦線 (FN) のマリヌ・ルペン (48) を破った (毎日新聞 2017)。

マクロンに投票したのは、若い世代よりも高齢者の方が多かった。60 歳

以上にその傾向が見られ、60代は70%、70代以上は78%がマクロンに投票した (Le Dauphiné 2017)。図1のように、高齢者の大多数がマクロンを支持したのである。

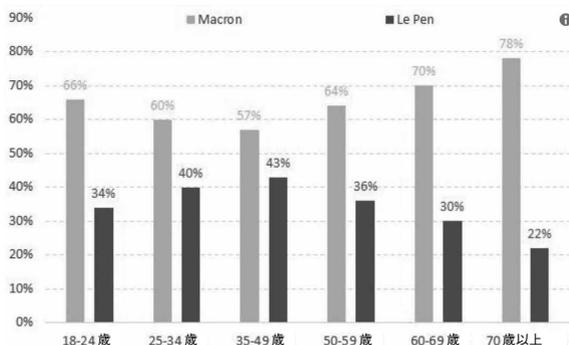


図1 年齢層別のマクロンとルペンの支持率

出典：Le Dauphiné 2017

一方、投票約10日前の2017年4月27日のl'Opinionの記事(電子版)では、「マクロンの経済政策担当のJ・ピサニ・フェリーが、約6割のより豊かな方の年金生活者のCSGを増税することを明言した。そのビデオを、ルベンの支持者たちがソーシャルネットワークに流した」と報じられた(l'Opinion 2017)。このような状況の中で、なぜ高齢の選挙民の大多数がマクロンを支持したのだろうか。

この問題を考えるため、まず社会保障目的税CSGがどういう目的で導入され、どのように改革が実行されて来たのかを確認しよう。

3. CSG 導入の背景

3-1 CSG を導入した理由

2017年9月にインタビューしたフランス戦略庁の社会・社会政策部長G・メニューによれば、1990年代初めにCSGを導入した理由は3つある。①社会保障のための財源を増やすこと、②雇用コストを下げること、③全員が給付をもらうから、全員が負担するようにすることである、という¹⁾。

まず、③について補足説明しよう。1970年代に家族給付を受給するのに、働くことを条件としなくなった。あまりにも失業率が高くなったため、働けない親の子どもにも家族給付を支給できるようにするためであった。使用者に雇われていない者も家族給付を受け取れるようになったが、家族給付の財源を負担するのは使用者だけであった。この状況を変え、使用者だけでなく、国民全体で負担するようにした（大岡 2017a）。

家計の育児費負担を減らすための家族給付制度の財源はその歴史的沿革から、自営業者の場合を除き、使用者のみが負担していた。しかし、1975年に、労働を支給の要件とすることを止め、1978年1月1日から、国籍を問わず、居住要件のみで家族手当を支給することとした（加藤 2000）。家族手当は一般化され、働くことを条件としなくなり、子育て負担があり、フランスに居住していることだけが条件となった。家族手当制度は、その社会的職業的起源から切断された（Dupeyroux et al. 2015 : 694-5; 縄田 2009）。しかし、使用者だけが負担し続けていたのである。

メニューによれば、③は第一の目的ではなかった。②が第一の目的である。③はむしろ状況を説明し、正当化するためのものだ。CSG導入の主な目的は、①を行うことで、②を達成することだったという。

つまり、何よりも②の雇用コストを引き下げ、雇用を生み出すために、CSGは導入された。フランスは企業が負担する社会保険料にあたる社会保障拠出金が高いため、雇用コストが高かった。フランスの社会保障財源の多くは、労使が負担する社会保障拠出金で賄われる。しかも、社会保障拠出金の7割は雇用主負担であり、その水準は、他の欧州諸国と比較しても高かった。フランスの高い雇用主負担は一人当たりの雇用コストを引き上げていたのだ。1980年代以降、10%前後の慢性的な高失業率に悩まされていたフランスにとって、雇用コストを引き下げることが急務であった（小西 2013a）。1980年代のフランスの失業率の高さは、フランスと同様に少子化対策に成功したといわれるスウェーデンと比較すると明らかである（図2、図3）。1991年のCSG（料率1.1%）導入の見返りに、使用者が全額負担している家族手当の保険料率は7%から5.4%に引き下げられた（江口 2009）。

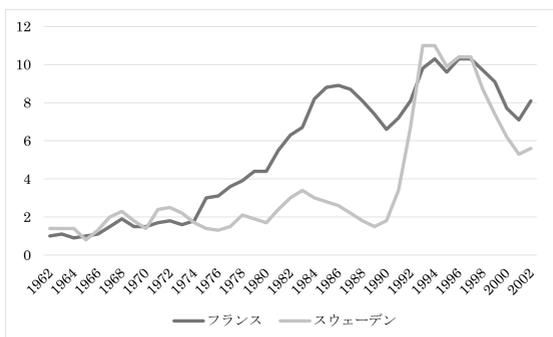


図2 男性失業率の仏瑞比較 (1962～2002)

出典：U.S. Department of Labor (2005) より筆者作成

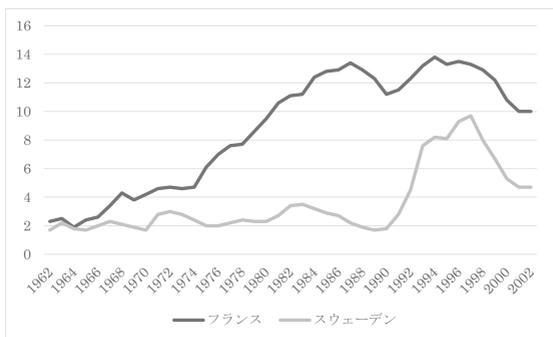


図3 女性失業率の仏瑞比較 (1962～2002)

出典：U.S. Department of Labor (2005) より筆者作成

カナダの社会政策研究者のD・ベラントも、メニューと同様の指摘をしている。1990年代に導入されたCSGの基本原理の1つは、社会保障拠出金の水準を下げることである。企業が負担する社会保険料である社会保障拠出金は、雇用創出の強い障害である。つまり、企業の負担を減らし、長期の失業に対して闘うためにCSGはある。このように雇用を創出し、失業者の社会的排除を減らすために、フランス政府は低賃金労働者に関わる企業負担の社会保険料の削減に目標を絞ったのである。

この頃、中道左派の知識人たちは、社会的排除への闘いをフランスの社会政策の主な目的として描いた。それは、20世紀初頭からフランスの社会政策

を支配してきた伝統的な社会保険モデルの終わりを意味する。これらの知識人の中で最も有名なのがP・ロザンヴァロンであり、社会党とフランス民主主義労働同盟（CFDT, Confédération Française Démocratique du Travail）とのつながりがあった。ロザンヴァロンは、1995年のベストセラー『新たな社会問題——福祉国家再考』の中で、ロカール政権のもとで1991年に創設されたCSGに理論的、イデオロギー的な正当性を与えた。CSGは、「国民連帯」を創り出す革新的な財政モデルとして描き出され、社会保険料の逆進性と経済的負担よりも優れているとされたとベラントはいう（Béland 2007：130-1）。

ロザンヴァロンは、前述の著書の中で、社会保険を課税によって置き換えようとする動きが加速していると指摘した。失業に対して効果的に対処しようとするなら、非熟練労働の費用を低減することが決め手になる。フランスでは手取り最低賃金を削減しないことに合意があるので、労働費用を低減するには、ある程度社会保険料免除を行わざるを得ない。よって、租税に頼る動きは加速せざるを得ない。このような中で、一般福祉税（CSG）が導入された。一般福祉税は、その推進者たちからは、一時的な赤字を穴埋めするその場しのぎの手段としてだけではなく、社会保険料方式に替わる新たな財源方式に途を開くものとしてとしてみなされてきた（Rosanvallon 1995：80-1=2006：78-9）。

一般福祉税（CSG）は、2つの発想にまたがる課税で、法的には混成した性格をもつ。議会での承認が必要な点では租税の性格をもつが、他方で（家族給付などの）給付財源に厳密に振り向けられ、社会保障の保険料徴収機関によって徴収されるという点では、社会保険料にも似ている。一般福祉税は大多数のフランス人に受け容れられているという利点があり、保険から連帯への移行にとって、格好の手段となっている（Rosanvallon 1995：100-1=2006：102）。

3-2 CSG 導入による高齢者の貢献増

ロザンヴァロンは、一般福祉税の発展により、世代間の大規模な再分配がもたらされるという。1980年代の年金生活者は、人口動態上と社会的措置上（1970年代半ば以降の老齢最低保障の増額）の二重の効果で優遇されていた。一般福祉税によって、1990年代末からは年金生活者も、共同の支出に、

より大きな貢献をするよう迫られることだろう、とロザンヴァロンは予想した (Rosanvallon 1995: 101-2=2006: 102-3)。

その予想は当たった。約 30 年前に比べ、60 才以上の高齢層は社会保障の財源に、2 倍も貢献している。それには特に CSG の導入が大きかった (図 4)。たしかに、より若い年齢層 (25-59 才) に比べれば負担はまだ少ない。ただ、若年層との負担の差は、この数年で小さくなっている。2013 年導入の介護手当付加負担金²⁾を年金生活者も負担³⁾することとなり (厚生労働省 2017: 143)、3 人以上の子どもを育てたことによる年金額の 10% 加算⁴⁾にも課税されるようになったからである (Boisson-Cohen & Cusset 2016: 197; Dupeyroux et al. 2015: 605; 神尾 2007: 44)。

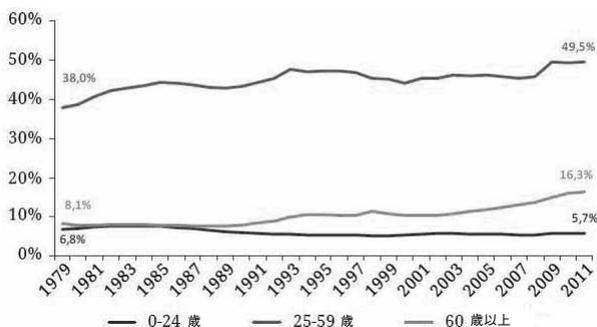


図 4 フランス 三つの年齢層別の社会保障費の負担率 (1 人あたり GDP 比)

出典: Boisson-Cohen & Cusset 2016: 197

3-3 医療保険に CSG 税収を投入——高齢者は CSG 増税を納得しやすい?

医療保険にも CSG による税収は投入されている。高齢者は医療をよく使う。だから、CSG の増税を納得した可能性もある。

社会保障法学の加藤智章によれば、フランスは 1999 年に普遍的医療給付 (CMU) の導入を決定した。フランスは基本的に医療保険、社会保険の国であるため、なんらかの事情で社会保険に加入できない人びとには、カトリックの影響もありボランティアなかたちで貧しい人に医療の提供があった。

細々としたかたちで医療保障は導入されていた。しかし、経済的な状況で医療を受けることができないのは最大の不幸であるとされ、CSGの料率を引き上げて財源を生み出し、貧しい人にも医療保険の給付を提供することにした。

保険料率をみると、フランスの医療保険は使用者側負担が賃金の12.8%である一方、労働者は0.75%と非常に少ない数字になっている。97年に5.5%あったものが、98年から0.75%に落ちた。CMUの導入によって、社会保障目的税CSGを引き上げた結果、医療保険の保険料率を引き下げたのである。

CSGの推移を見てみよう。フランスで重要なのは、社会保険に固執してきて90年代にCSGを導入したことだが、CSGは最初1.1%で、2.4%、3.4%の引き上げとなった。さらに7.5%と、CMUという普遍的医療給付を導入したために大きく料率が上がった。いずれも国民全体にかかわる問題を解決するということ、国民全体のための制度は何かということに着目して、そこに税金を入れるということについては、フランス人も抵抗しないようだ。逆に言うと、国民全体の議論、制度の姿を了解して税金の料率を引き上げるかたちの政策をとってきた。この点はフランスと日本の大きな違いではないかと加藤はいう(加藤 2013)。

筆者が注目したいのは、CSGの増税と、医療保険の労働者の保険料率の引き下げは、ほぼ同額であったことである。CSGの引き上げ幅は、4.1% (=7.5-3.4)で、医療保険率の引き下げ幅は、4.75% (=5.5-0.75)である。

また、CSGの税率を導入当初は1.1%と小さくし、徐々に上げていったために受け容れられやすかったことは、家族高等評議会⁵⁾の議長B・フラゴナル⁶⁾や、1990年代のCSG導入時の実務担当者であり、現在は国立社会保障上級学校長のD・リボルト⁷⁾が指摘していた。

4. 高齢者への増税をいうマクロン支持の背景

4-1 ユーロ圏に残った方が年金や資産が守れる

フランスの社会保険の財務(保険料の徴収、税の受取、財源の分配等)機関である社会保障機関中央機構(ACOSS)⁸⁾の欧州国際関係プロジェクト部長のF・イーベルによれば、「高齢者はマクロンを支持したのではない。極右のルペンに投票したくなかったのだ」という。その理由は二つある。第一に、戦争の記憶がまだ残っている高齢者は、戦争を回避したい気持ちが強い。極右は戦争につながる危険があるのでルペンを避けた。第二に、高齢者は自

分たちの資産を守るために、ユーロ圏からの離脱を唱えるルベンを避けたのである⁹⁾。

イーベルがあげた第二の理由と同じ見方をしているのが、フランスの歴史人口学者、エマニュエル・トッドである。英国のEU離脱(ブレグジット)決定や米国のトランプ大統領の誕生は、国家主義、保護主義的な変化といえる。一方、フランスはどうだったか。改革を訴えるマクロンだがEUとの向き合い方などをみればオランド政権の継続である。仏国民は変化を拒否したのだ。

変化を望まない階層は誰か。人口統計学的にみると、EUを発足させるマーストリヒト条約が調印された1992年から、フランス人口の年齢の中央値は6歳(34歳から40歳に)上昇し、高齢化が進んだ。また高度な教育を受けた割合も約25%へと倍増し、学歴の階層化も進んでいる。

変化を拒否し、マクロンを押し上げたのはこうした中流階級の中老年や高齢者であり、高学歴の国民だ。エスタブリッシュメント(支配層)は、単一通貨ユーロからの離脱が通貨暴落を招き、年金受給などに影響すると説く。ユーロとともに安定した暮らしを送ってきた人々は(変化に)不安を感じている、とトッドはいう(毎日新聞 2017)。

以上の見方をまとめると、「高齢者がマクロンを支持したのは、マクロンの唱えるCSGの増税を支持したからではない」ということになる。

だが、本当にそうか。年金生活者への増税を明言した陣営の候補者が、選挙に勝つことは日本ではまず考えられない。なぜフランスでは、増税を訴えても勝てたのだろうか。

4-2 高齢者より若い世代の貧困率が高い

フランス戦略庁の研究によれば、長期的に見ると1970年代の初めから、若者の相対的な経済状況は、高齢者の状況が改善する一方で、徐々に悪化していった。2008年のリーマンショックによって、若者の相対的貧困率¹⁰⁾は、2000年代の初めからさらに悪化した(表1)。対照的に、60才以上の高齢者の相対的貧困率は、この間にむしろ下がっている(Boisson-Cohen & Cusset 2016: 186)。

表1 フランス 年齢層別貧困率 (2002、2012)

	2002	2012
全人口	12,9 %	13,9 %
18歳未満	16,7 %	19,6 %
18-24歳	17,6 %	23,3 %
25-29歳	11 %	15 %
60歳以上	9,9 %	8,3 %

出典：Boisson-Cohen & Cusset 2016：186

IMFの研究でも、同様のことが指摘されている。2005年から2014年の貧困リスク率（世帯の等価可処分所得が社会全体の中央値の60%以下¹¹⁾）を年齢層別に見ると、高齢者ではリスク率が大きく下がっているのに対し、他のすべての年齢層では上昇し、特に若者の貧困リスクの上昇が大きい（Hallaert & Queyranne 2016）。

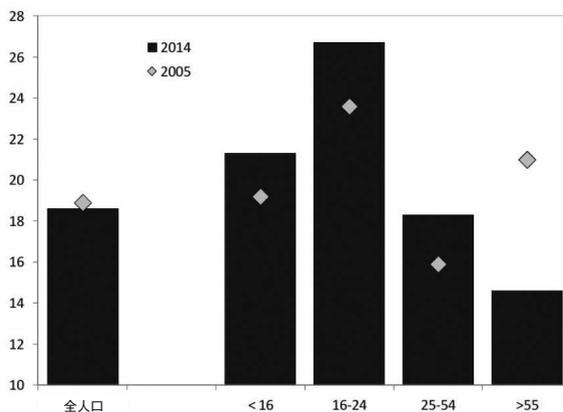


図5 フランス 年齢層別の貧困リスク率 (2005、2014)

出典：Hallaert & Queyranne 2016：22

前述のフランス戦略庁のメニューによれば、年金生活者は若者より豊かだと、今はフランスのみなが知っている。高齢者のイメージは、貧者から富者に変化した。1970年代は貧困のイメージがあったが、今はそうではないという。

それを裏付けるのは、世帯主が高齢者である世帯の貧困率の減少である(図6)。1975年から1984年にかけて世帯主が高齢者である世帯の貧困率(世帯の等価可処分所得が社会全体の中央値の50%以下)が大きく減少している。

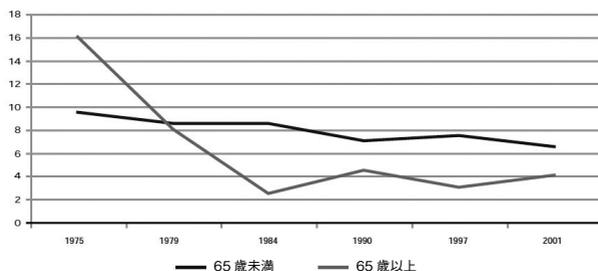


図6 世帯主の年齢別貧困率 (1975～2001)

出典：Blanchet 2007：110 (INSEE-DGI, enquêtes « Revenus fiscaux »)。

図6のように、1975年から1984年にかけて世帯主が高齢者である世帯の貧困率が大きく下がったのは、1970年代において、1956年創設の最低保障年金 (minimum vieillesse) の給付水準が、国民連帯の名の下に改善が図られ、全ての65歳以上の者に対して保障されるようになったからである(江口2003)。1970年には、最低保障年金は最低賃金水準 (SMIC) に対する比率で45%しかなかったが、1983年には68%に達した (Blanchet 2007: 109)¹²⁾。

大統領選挙に勝利した後、マクロン大統領が社会保障目的税である一般社会拠出金 CSG を増やすべきだと主張した根拠は、以上のような状況であった。時事系の週刊誌 Le Point (2017.8.31) のインタビューで、マクロンは次のように述べた。「今の貧困者は、高齢者よりも若者に多い。だから、私は最も余裕のある年金生活者に負担を求めたいと言ったのです。その負担で労働に報いることができます。」

労働に報いるとは、事業主が負担する社会保障拠出金を3.15%削減することである。それによって、雇用者と自営業者の購買力の増加につながる。負担するのは、より余裕のある年金生活者の60%になるが、その大多数は、フランス人の80%が対象となる住居税の廃止の恩恵を受けるだろうとマクロンは述べている (Le Point 2017)。

このように高齢者の負担を増やすべきだとフランスの政治家が明言したのは、初めてだとメニューはいう。

4-3 日本の高齢者の貧困との比較

フランスの高齢者が、CSGの増税を、歓迎はしないものの、増税を唱えたマクロンを大統領に選ぶという形で消極的にでも受け容れたのは、高齢者よりも若い世代の方で貧困が多いということ、高齢者も知っていたからだと考えられる。

では、日本ではどうか。高齢者よりも若い世代の貧困率は高いのだろうか。



図7 日本 性別、年齢層別 相対的貧困率 (50%基準, 2012)
出典：阿部 2015

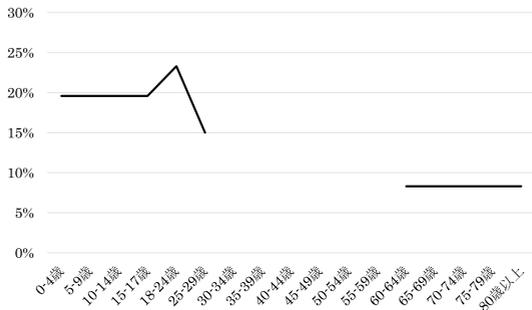


図8 フランス 年齢層別貧困率 (60%基準, 2012)
出典：表1より筆者作成。比較のための参考図 (正確な年齢層別ではない)。

図7の日本の年齢別、性別の相対的貧困率(2012年)を見ると、男性においては20-24歳の貧困率が特に高く、21.8%で、25-29歳が13.3%である。表1から作成した図8のフランスの年齢層別貧困率(2012年)をみると、18-24歳23.3%、25-29歳が15%で、グラフの形が似ているようにも見える。

しかし、日本の国民生活基礎調査の貧困率では、等価可処分所得の中央値の50%未満という基準を使っている。一方、フランスの貧困率は、中央値の60%以下を表す。60%以下基準の方が、50%未満基準よりも、貧困率の数字は、大きくなる。よって、図8のフランスの貧困率(60%以下基準)は、日本の貧困率(50%未満基準)より高くなるのが本来は当然であることに注意しなければならない。

日本より貧困率が高めに出るはずのフランスにおいて60歳以上の貧困率は8.3%であり、日本に比べてかなり低い。日本では特に女性の貧困率が高く、70歳以上では23%を超える数値が続く¹³⁾。

日本と比較するために、フランス国立統計経済研究所(INSEE:L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques)のデータにより、50%基準で性別、年齢層別の貧困率のグラフを作成してみた(図9)。



図9 フランス 性別、年齢層別 貧困率 (50%基準, 2012)

出典: INSEE (2017) と表2より筆者作成。

比較のための参考図 (正確な年齢層別ではない)。

表2 フランス 性別、年齢層別 貧困率
(50%基準, 2012)

年齢層	2012	
	50% 基準	
	女性	男性
0-17 歳	11.2	11.8
18-29 歳	13.7	12.3
30-49 歳	8.0	6.7
50-59 歳	7.2	7.1
60-74 歳	3.1	3.4
75 歳以上	4.4	3.0
全体	8.2	8.0

出典：INSEE (2017) より筆者作成。

図7と図9を比べれば、日仏の高齢者の貧困率の違いは明らかである。日本の高齢者の貧困率がフランスよりも圧倒的に高い。

日本では、多数派を占める高齢者の投票力によって、高齢者に有利な政策がとられてしまうシルバー民主主義が、批判されることが多い。その日本の高齢者の貧困率が、フランスに比べて、これほど高いのはなぜなのか。念のため、国際比較でよく参照される OECD のデータにも当たってみたが、日仏の差は歴然としている (表3)。

表3 日仏の高齢者の貧困率比較 (50%基準, 2012)

	65 歳以上	66-75 歳	76 歳以上
フランス	3.8	2.7	5.0
日本	19.4	16.6	22.8

出典：OCDE (2016:183) より筆者作成。

図9のような状況のフランスでマクロン大統領が唱えたように、「高齢者よりも、若い世代の方の貧困率が高いので、高齢者により多くの負担を求めたい」という論理で増税に納得を得ようとすることは、日本の高齢者の貧困率の高さ (図7) をみると、現状の日本ではまったく考えられないと言って

よいだろう。

フランスのように年金生活者への増税を明言した陣営の候補者が選挙に勝つことを、日本では想像しにくいのは、以上のような日仏の高齢者の貧困状況の違いがあるからだと考えられる。

今まで子どもや若者よりも高齢者により多くの資源を投入してきたはずの日本で、これだけ高齢者の貧困率が高いことは大きな問題である。日本は、年金給付に GDP の大きな部分を当てているのに、高齢者の特に女性の貧困率は 20% を越え、非常に高い。年金給付が、少なくとも貧困基準を上回るように設計されていれば、高齢者の貧困は防げるはずである (大沢 2012)。

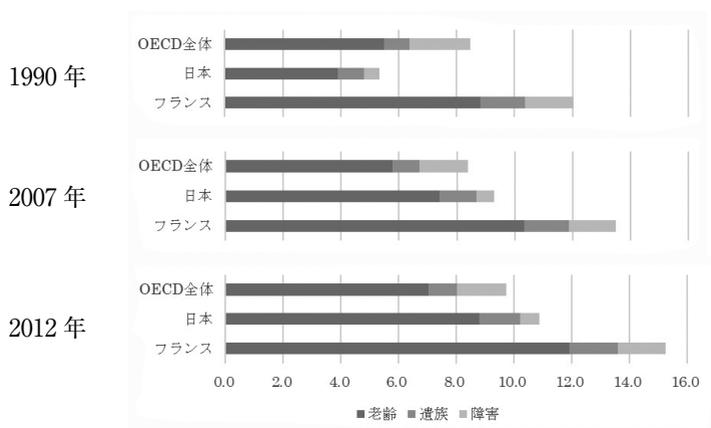


図 10 年金給付費の対 GDP 比 (老齢、遺族、障害)

出所：OECD (2018) より筆者作成¹⁴⁾。

多くの財源を使って少子化対策に成功したことで有名なフランスだが、図 10 のように年金給付にも多くの財源を注ぎ込み、貧困率を低く押さえていることには驚かされる。なぜ、このようなことが可能になっているのだろうか。

それを可能にしている重要な社会保障財源の 1 つに社会保障目的税 CSG があるのは明らかである。CSG は、1991 年に導入されてから徐々に税率を上げ、2015 年には社会保障財源の 13% を担うに至っている (Beffy et al. 2017 : 28)。

5 CSG とスウェーデンの課税給付金との類似性

3-3で触れたりボルトによれば、家族給付であれ、医療保険給付であれ、「働くことと関係なく、誰でも給付が受け取れるのであれば、労働者や使用者だけでなく、誰もがそれを負担しなければならない」。これがCSGのシンプルな論理であるという。

CSGの特徴は年金生活者も負担することである。高齢者の年金は、職業生活からの引退にもとづく代替所得であり、CSGの税率は6.6%（低所得者の軽減税率は3.8%）である（柴田 2017）。

CSGの所得別の収入構成をみると、稼働所得の次に、代替所得の割合は大きい（図11）。代替所得には、一時的な就労不能に基づく代替所得（失業手当、休業補償手当等）も含むので、年金だけでどれだけの割合を占めるのかは不明である。

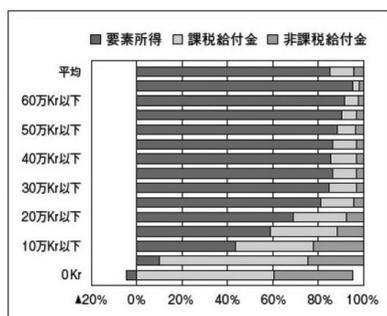
図11 CSGの所得別の収入構成（百万ユーロ）

	2015年(百万ユーロ)	割合 (%)
稼働所得	66,419.9	69.8
代替所得	18,511.0	19.5
資産所得	4,572.0	4.8
投資益	5,089.6	5.3
くじ・カジノでの獲得金	355.0	0.4
延滞加算・追徴金	192.5	0.2
総計	95,135.0	100

出典：Hiebel（2017）より筆者作成

CSGの研究を進める中で筆者が気付いたのは、スウェーデンの課税給付金の発想とフランスのCSGの類似性である。

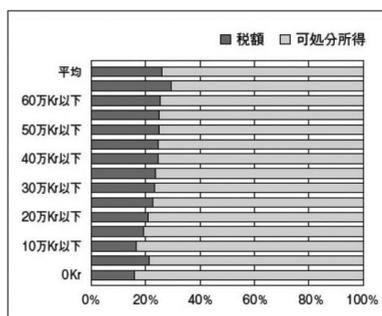
スウェーデンの課税給付金の興味深い点は、所得がマイナスで赤字の者も、税金が払えるだけの額をいわば上乘せした金額の給付金を受け取り、そこから全員が必ず税金を払うシステムを取っていることである（大岡 2017b）。



出所：スウェーデン国税庁：租税統計年鑑2010年版

図 12 総所得の内訳 (2008 年)

出典：飯野 2011



出所：スウェーデン国税庁：租税統計年鑑2010年版

図 13 税負担と可処分所得 (2008 年)

要素所得がマイナスで、所得のすべてが社会保障の現金給付の家庭でも租税負担率は17%であり(図12、図13)、平均的家計の租税負担率は27%である(飯野 2011)。

ここでは、日本の生活保護の受給者が批難されるような、「税金も払っていないくせに、福祉のお世話になっている」という批難は起こりようがない。社会の全員が、所得がマイナスの者までも、必ず税金を払って社会に貢献しているからである(大岡 2018)。

スウェーデンの課税給付金の発想は、フランスのCSGの論理を逆にしたもののようにも見える。スウェーデンの課税給付金制度には、「誰もが税を負担できるように、誰もが多めの給付を受け取れるようにしなければならない」という思想を読み込むことができる。

①図7と図9のように日本の高齢者の貧困率の高さと比べてフランスの高齢者の貧困率が非常に低いこと、②高齢者の負担になる社会保障目的税CSGの増税をマクロン大統領が明言したことを考えてみると、フランスの年金制度自体にも、スウェーデンの課税給付金と似たような思想、つまり「誰もが社会保障目的税CSGを負担できるように、誰もが多めの年金給付を受け取れるようにしなければならない」という思想があるのかもしれない。それを確かめていくことは、今後の研究課題である。

6. 日本で増税を訴えるためには

今後、日本でも増税をしていく必要があると筆者は考えている。子どもや若者向けの教育政策の財源不足を補うためである。少子高齢化が進む日本で社会保障制度を持続可能にするには、将来の労働力になる子どもや若者の教育を充実させる必要がある。少子高齢化のため、生活を支えるべき高齢者一人あたりの現役世代の人数は確実に減る。高齢者世代を現役世代が支える今の仕組みを維持しようとするなら、現役世代がよりよい教育を受け、高収入の仕事に就き、より多くの税金や保険料を負担する必要がある。日本の社会を支え続けるには、貧困家庭でも有能な子どもや若者には進路を公費で保障し、その能力を最大限発揮してもらう必要がある（大岡 2014）。増税をしてでも財源を増やし、就学前教育を第一にしつつ、次に大学教育への公財政支出をできるだけ増やすよう努力すべきである（大岡 2018）。

フランスは日本と同様に社会保障費用の約5割が高齢者向けだが、子ども等家族向けに日本の倍近く支出している（図14）。フランスが、図10のように年金給付に大きな財源を使いつつ、子ども等家族向けの支出も維持できているのは、社会保障目的税 CSG を導入し、増税を行ってきたからである。

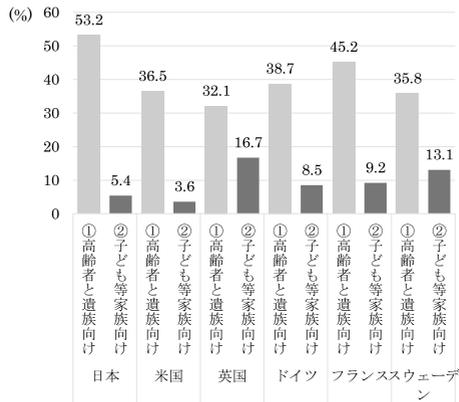


図14 高齢者向け、子ども等家族向け社会保障費用の比較 (2013)

国立社会保障・人口問題研究所 (2015) 「社会保障費用統計」第6表
政策分野別社会支出の国際比較 (構成割合) より筆者作成

図 14 のように、高齢者に集中して財源を投入してきた日本だが、これまで見てきたとおり、フランスと比べると日本の高齢者の貧困率の高さには驚くばかりである。フランスのように貧困率を下げるためには、さらなる財源の投入が必要になるかもしれない。その上に、日本の子ども・若者向けの政策の財源不足も補うためには、増税を検討せざるを得ないだろう。

フランス大統領選のマクロン陣営のように、「増税を唱えても選挙に勝てる」場合がある。ただし、それは、増税により負担が増える選挙民が、十分納得できる理由や背景があった場合に限られる。4-3 で見たように、今の日本にはフランスのような状況はない。

では、どのようにすれば日本でも「増税を唱えても選挙に勝てる」ような状況を作り出すことができるのだろうか。それを今後の研究課題としたい。

付記

本研究は JSPS 科研費基盤研究 (C) JP15K03889 の助成を受けたものである。記して厚く感謝する。

[注]

- 1) Gautier Maigne : Directeur du département Société et politiques sociales, France stratégie. 2017.9.7 にインタビュー。
- 2) CASA: Contribution additionnelle de solidarité pour l'autonomie.
- 3) 2013 年に年金額の 0.15%、2014 年以降 0.3% の負担。
- 4) majorations familiales de retraite.
- 5) 首相直属の組織で、政府や労組、有識者らが家族政策を話し合う。
- 6) Bertrand FRAGONARD : Président du Haut Conseil de la Famille. 2017.9.15 にインタビュー。
- 7) Dominique LIBAULT : Directeur Général, Ecole Nationale Supérieure de Sécurité Sociale. 2017.9.6 にインタビュー。
- 8) フランスの社会保険機構は、歴史的には職業別に編成され、今でも、民間雇用労働者の加入する一般制度、農業者の入る農業制度、非農業自営業者の加入する制度、特定職域 (国鉄職員、公務員等) の制度と分かれているが、3 部門 (家族部門・老齢保険部門・医療保険部門) ごとに

連合組織を形成している。それが、全国家族手当基金 (CNAF)・全国老齢保険基金 (CNAV)・全国疾病保険基金 (CNAM) である。これらの3部門共通の財務機関が、社会保障機関中央機構 (ACOSS : Agence centrale des organismes de sécurité sociale) である (平野 2011)。ACOSS については、労働政策研究・研修機構国際研究部編 (2008) が詳しい。

- 9) François HIEBEL : Directeur de projets ACOSS Relations Européennes et Internationales. 2017.9.5 にインタビュー。
- 10) フランスでは、他の EU 諸国と同様、世帯の等価可処分所得が社会全体の中央値の 60% 以下の者を貧困と見なすことが多い (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1281348#encadre1>)。等価可処分所得とは、世帯の可処分所得 (収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入) を世帯人員の平方根で割って調整した所得である。
- 11) 貧困リスク率については、阿部 (2007) を参照。
- 12) ただ、高齢者の最低保障年金は、SMIC に対する比率で次第に低下傾向にあり、2012 年には最低賃金の半分以下の水準に留まっている (岡 2012)。
- 13) フランスでも、2004 年の調査によれば 65 歳以上の貧困率は女性が 12%、男性 6% で、2 倍の格差があったという (丸山 2007)。しかし、INSEE (2017) の 2007 年から 2015 年のデータを見ると、男女の高齢者の貧困率の格差は減る傾向にある。75 歳以上の貧困率だが、60% 基準で 2007 年は女性 13.4%、男性 8.9% で、2015 年は女性 8.9%、男性 6.9% となっている。
- 14) 大沢 (2012) の図 4 を参考に作成した。そこに 1990 年と 2007 年の 9 か国のデータがあるため、図 10 にも両年の日仏のデータをあげた。

[文献]

- Beffy, Magali, Romain Roussel, Myriam Mikou et Carine Ferretti, 2017, “La protection sociale en France et en Europe en 2015,” Direction de la recherche, de l'évaluation, des études et des statistiques (Drees).
- Béland, Daniel, 2007, “The social exclusion discourse: ideas and policy

- change,” *Policy & Politics*, 35(1): 123-39.
- Blanchet, Didier, 2007, “Évolution de la pauvreté et des inégalités parmi les retraités en France,” *Santé, société et solidarité*, 6(1): 107-14.
- Boisson-Cohen, Marine et Pierre-Yves Cusset, 2016, “Jeunesse, vieillissement: quelles politiques?,” J. Pisani-Ferry et F. Lengart eds., *2017-2027: enjeux pour une décennie*, France Stratégie.
- Dupeyroux, Jean Jacques, Michel Borgetto et Robert Lafore, 2015, *Droit de la sécurité sociale*, Dalloz.
- Hallaert, Jean-Jacques and Maximilien Queyranne, 2016, “From Containment to Rationalization: Increasing Public Expenditure Efficiency in France,” *IMF Working Paper*, No. 16/7, January.
- Hiebel, François, 2017, “Les missions de l’ACOSS: les ressources de la Sécurité sociale,” *Accueil d’une mission du Japon*, 8 mars 2017, commission des Finances.
- INSEE, 2017, “Taux de pauvreté selon l’âge et le sexe en 2015: Données annuelles de 2007 à 2015,” (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/3052741>).
- Le Dauphiné, 2017, “Qui a voté pour Emmanuel Macron ?” (<http://www.ledauphine.com/france-monde/2017/05/07/qui-a-vote-pour-emmanuel-macron>).
- Le Point, 2017, “Macron, le grand entretien,” 2017.8.31.
- l’Opinion, 2017, “«Du sang et des larmes pour nos retraités», l’autre coup de com’ de Marine Le Pen contre Emmanuel Macron,” (<http://www.lopinion.fr/edition/economie/sang-larmes-nos-retraites-l-autre-coup-commarine-pen-contre-emmanuel-125391>).
- OCDE, 2016, *Panorama des pensions 2015: Les indicateurs de l’OCDE et du G20*, Éditions OCDE, Paris, (http://dx.doi.org/10.1787/pension_glance-2015-fr).
- OECD, 2018, “Social Expenditure-Aggregated data: Public expenditure on old-age and survivors cash benefits, in % GDP,”(http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX_AGG).
- Rosanvallon, Pierre, 1995, *La nouvelle question sociale : repenser l’état-*

- providence*, Éditions du Seuil. (=北垣 徹訳, 2006, 『連帯の新たなる哲学: 福祉国家再考』 勁草書房.)
- U.S. Department of Labor, 2005, “Comparative Civilian Labor Force Statistics, 10 Countries, 1960–2004,” (<https://www.bls.gov/fls/flslforc.pdf>).
- 阿部 彩, 2007, 「日本における社会的排除の実態とその要因 (特集 社会的排除と社会的包摂 理論と実証)」『季刊社会保障研究』43(1): 27–40.
- , 2015, 「貧困率の長期的動向: 国民生活基礎調査 1985 ~ 2012 を用いて」 貧困統計ホームページ
- 飯野 靖四, 2011, 「スウェーデンの社会保障, 税制, 所得再分配 (特集 社会保障と税制)」『健保連海外医療保障』(90): 17–24.
- 江口 隆裕, 2003, 「フランスの年金制度—日本と比較を中心に」 Discussion paper No.154, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.
- , 2009, 「フランス少子化対策の系譜—出産奨励策から一般施策へ (1)」 『筑波ロー・ジャーナル』(6): 119–51.
- 大岡 頼光, 2014, 『教育を家族だけに任せない: 大学進学保障を保育の無償化から』 勁草書房.
- , 2017a, 「フランスは少子化対策の財源をどう確保したか」『中京大学現代社会学部紀要』10(2): 123–60.
- , 2017b, 「教育・育児保障の財源調達」『社会政策』9(1): 48–62.
- , 2018, 「保育・教育負担を親から社会へ——社会人大学生増で「税での新しいつながり」を」『中京大学現代社会学部紀要特別号』
- 大沢 真理, 2012, 「グローバル化, 金融経済危機と生活保障システム」『ジェンダー研究: お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』(15): 33–47.
- 岡 伸一, 2012, 「フランスにおける年金改革と高齢者所得保障: 年金支給年齢の引上げを中心に (特集 公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得保障)」『海外社会保障研究』(181): 40–50.
- 加藤 智章, 2000, 「フランス社会保障制度における財源と給付の構造 (特集 社会保障給付費の国際比較研究)」『海外社会保障研究』(130): 54–64.
- , 2013, 「フランス」, 宮本 太郎・一圓 光彌・加藤 智章, 「シンポジウム 諸外国における社会保障改革: 福祉レジームの新しいかたち」『年報公共政策学』(7): 3–70.

- 神尾 真知子, 2007, 「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由 (特集: 子育て支援策をめぐる諸外国の現状)」『海外社会保障研究』(160): 33-72.
- , 2011, 「フランスの高齢女性と年金: なぜフランスの高齢女性は貧困なのか (特集 高齢女性の所得保障:年金を中心に)」『海外社会保障研究』(175): 54-69.
- 厚生労働省, 2017, 「2016年 海外情勢報告」
- 小西 杏奈, 2013a, 「先進国における財政再建への挑戦 (vol.6) フランスの社会保障財源改革: 増税を可能にする条件」『生活経済政策』(201): 27-31.
- , 2013b, 「一般社会税 (CSG) の導入過程の考察——90年代フランスにおける増税」井手英策編『危機と再建の比較財政史』ミネルヴァ書房、341-61。
- 柴田 洋二郎, 2017, 「フランスの医療保険財源の租税化 (特集 国民主体の医療制度構築に向けて (1) 「受益と負担」の観点から)」『JRI レビュー』2017 (9): 4-25.
- 縄田 康光, 2009, 「少子化を克服したフランス—フランスの人口動態と家族政策」『立法と調査』(297): 63-85.
- 平野 泰朗, 2011, 「公的部門の経営——フランス年金基金のケース——」『摂南経済研究』1 (1): 5-18.
- 毎日新聞, 2017, 「マクロン氏勝利 仏中流階級が変化を拒否…トッド氏分析」2017.5.12.
- 丸山 桂, 2007, 「女性と年金に関する国際比較 (特集 先進各国の年金改革の視点)」『海外社会保障研究』(158): 18-29.
- 労働政策研究・研修機構国際研究部編, 2008, 『諸外国における労働保険及び社会保険の徴収事務一元化をめぐる実態と課題に関する調査研究』労働政策研究・研修機構.

<序>

特集「社会福祉学と社会学のダイアローグ ——植民地・近代・歴史——」によせて

Introduction to the Special Issue “Dialogue between Social Welfare and
Sociology: Colonization, Modernity, and History”

岡部 真由美

Mayumi OKABE

中京大学現代社会学部准教授

本特集は、去る2017年12月4日におこなわれた、本研究科主催学術講演会の成果を取めたものである。学術講演会には、講師として大友昌子氏（元現代社会学・社会学研究科教授）をお招きし、「帝国日本の植民地政策研究とその後の展開—社会事業を例として」というタイトルで講演いただいた。

講演会の目的は、本特集タイトルにあるとおり、社会福祉学と社会学のダイアローグである。この目的を設定した背景には、日本において、社会学の一領域として発展した社会福祉学が、近年では独立した学問分野として見なされるようになったこと、またその過程で両者のあいだでは必ずしも十分に関心の共有がなされてこなかったこと、に対する問題意識があった。もちろん社会福祉学にも社会学にも、さまざまな研究のテーマや立場があり、両者の関係をこうした単純な図式で捉えることにはいささか無理があるかもしれない。それでもなお本特集は、両者のダイアローグが、互いにどのような示唆を与えることができるのか、またそれをふまえて今後どのような展望を切り開くことができるのか、という建設的な議論を導くことに期待を込め、企画された。大友氏は、長らく、日本植民地期における台湾・朝鮮の社会事業史研究に取り組んできた社会福祉学者である。講演会当日は、その大友氏による講演内容に対して、社会学者の亀山俊朗氏（現代社会学部・社会学研究科教授）と相澤真一氏（同准教授）が、それぞれの専門領域からコメントし、大友氏がさらにリプライする形で進められた。

本特集に寄稿された各論考は、大友氏の講演内容、また亀山氏と相澤氏の

コメント内容にもとづいて執筆されたものである。以下、簡単に各論考について紹介しよう。

大友氏の論考「帝国日本の植民地政策研究とその後の展開—社会事業を例として—」は、現在の視点から、ご自身の研究の軌跡と今後の展望を論じるものである。講演会時よりもさらに新しい「現在」を立脚点とし、氏が社会福祉学徒として学問の扉をたたいた当初から今日に至るまでの思考の変遷と到達点が示されている。そこで述べられるように、氏の研究成果は、博士論文にもとづいて執筆・出版された『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』（ミネルヴァ書房、2007年）に結実している。

著書の課題は、植民地社会事業を例として、「福祉文化的基盤」と近代化との関係性について、現地の膨大な一次資料を用いて実証的に解明することであった。この研究の課題と手法の意義と問題点は、続く亀山氏と相澤氏のコメントにおいても主たる論点とされている。なお、講演会では、著書の出版以後、研究対象に対する認識が大きく変わったことにも言及された。具体的には、近年の研究動向（たとえば歴史学におけるグローバルヒストリー研究）をふまえて、時間軸・空間軸が広がったこと、また大小さまざまなレベルの問題関心が芽生えたこと、などである。これらをふまえて大友氏は近年、中国、ベトナム、韓国、日本の調査と文献研究をとおして、東アジアにおける「福祉文化」を支える基盤の差異と共通性を探求し、「地域」の特質を見出すことに取り組んでいるという。

次に、亀山氏の「近代化と福祉—戦後家族社会学の含意を再検討する—」と題された論考である。論考のなかで、亀山氏はまず、大友氏の著書を丹念に読み解き、意義と論点を的確に整理している。亀山氏によれば、著書の意義は、1)「福祉文化的基盤と近代化」図式のもとに分厚い実証研究を展開したこと、2) 家族社会学（有賀喜左衛門の「家」論、「封建遺制と近代化」論）と社会福祉学（一番ヶ瀬康子「福祉文化」論）とを架橋したこと、3) 方法的ナショナリズムを脱し、東アジア圏の社会福祉論として展開したこと、の3点にまとめられよう。これらの意義をもつ大友氏の研究を、亀山氏は「2つの越境性」という観点からまとめている。そのうえで、理論的枠組みについては、「福祉文化的基盤」「近代化」「植民地社会事業」の三者の関係性をどう捉えるかが鍵であることを指摘し、「福祉文化」は、「福祉文化的基盤」と「植民地社会事業」を含む「近代化」とによって規定される可能性を提示している。

続く後半部分で、亀山氏は「有賀＝一番ヶ瀬＝大友とシティズンシップ論」という枠組みのもと、自身の専門領域であるシティズンシップ論と関連づけた議論を展開している。亀山氏は、有賀氏と大友氏がそれぞれ注目した「家」と「福祉文化的基盤」がいずれも前近代的な社会的シティズンシップの残存である点に共通性を見出している。それらが近代化ならびにグローバル化のなかで、どのように変容し、新たな意味づけを付与されていくのか。こうした問いを提起する点に有賀＝大友の現代的な含意がある、という亀山氏の指摘は示唆に富んでいる。というのも亀山氏は、大友氏が参照する有賀の「家」論が、シティズンシップのコミュニティの複数性と関わることにも言及することで、現代の文脈において社会福祉学と社会学とが接点を持ちうることの意義を鮮やかに提示しているからである。

最後は、相澤氏による「社会福祉学と社会学のダイアログの原点としての社会調査資料―「帝国日本の植民地政策研究」から戦後の「労働調査資料」の復元研究へ―」という論考である。相澤氏の論考も亀山氏と同様に、前半が大友氏の著書を丹念に読み解いたコメント、後半が自身の専門領域である歴史社会学の視点にもとづくコメント、という構成になっている。前半部分では初めに、1990年代～2000年代前半の日本の社会学における歴史研究の潮流を振り返り、国民国家の再検討をめぐる海外の議論に比して、日本のそれが表層的なレベルにとどまってきたことを問題点として指摘している。また相澤氏は、自身が2010年代後半の歴史社会学研究の一翼を担ってきた一方で、疑問や違和感を抱いてきたことをも告白している。その思索の先に、大友氏をはじめ、社会福祉学者による歴史研究と出会ったことは、ある意味で必然であったのかもしれない。

また後半部分では、相澤氏が出版した編著書『子どもと貧困の戦後史』（青弓社、2016年）と関連づけながら、大友氏による社会福祉史ないし社会事業史研究からいかなる示唆を得たのかが述べられている。要約すれば、大友氏の研究は、有賀の理論的枠組みを社会福祉学に用いて、社会の全体性を捉える方法論を追究するという点で、社会福祉学と社会学の双方にとって有意義だったということである。

続いて相澤氏は、社会調査の計量分析にもとづく歴史社会学の展望についても議論を広げている。過去の統計データの復元によって歴史にアプローチする研究成果は、2000年代半ば以降の「格差社会論」との関わりにおいて、次第に関心を集めるようになると同時に、過去に数多くの社会調査を蓄積してきた社会福

祉学的重要性にも目を向けるようになったという。東京大学社会科学研究所に保存されてきた膨大な数の調査票を用いて分析を試みる、相澤氏の編著書も、こうした研究の動向に位置づけられるものである。相澤氏によれば、復元した調査資料の分析結果を活用する際に、その方向性に示唆を与えてくれたのが、近現代「日本」における社会福祉とは何かを、歴史に焦点を当てて論じてきた社会事業史研究、また社会福祉学であったのだという。このように、相澤氏の論考は、社会学者としての自身の経験を辿ることで、いまなぜ社会学と社会福祉学とのダイアローグが重要性をもつのかという問いに正面から向き合い、その答えを示してくれる点で、きわめて刺激的な内容となっている。

これらの論考が示すように、本研究科主催の講演会は、単に大友氏の著書の内容を紹介するものではまったくなかった。そうではなく、大友氏の著書を主題としながら、日本における社会学と社会福祉学の関係を再考するものであった。一連のプロセスのなかで、三者を中心とする議論が、その場にいる多様な聴衆に対しても刺激を与えたことは、フロアから質問やコメントが相次いだことが十分に示しているだろう。当初は、社会福祉学と社会学との間のダイアローグを想定していたが、改めて振り返ってみると、対話が複数の壁を越えて広がっていったことは幸いである。

本研究科は、社会学を基盤として、社会福祉学、心理学、人類学といった隣接諸分野を幅広くカバーしている。そのなかで、大友氏は社会福祉学を担当する教員の一人として、教育研究に長らく従事されてきたが、2017年9月末をもって退職された。意図したわけではなかったものの、講演会の登壇者である大友氏、亀山氏、相澤氏は、それぞれ異なる世代の研究者であった。そのため、各論考からは、視点や方法の背景となる、世代間の差異をも読み取ることができるだろう。本特集は、織り重なる差異が、分断ではなく、豊かな議論を生み出すことを提示しうるものであることを願っている。

最後に、去る12月4日の講演会は、月曜日の夕刻に開催されたにも関わらず、40名を超える参加者が集まり、閉会時刻ぎりぎりまで議論が続いた。盛況のうちに講演会を閉じることができたのは、講師、コメンテーター、および参加者の皆さんのおかげである。この場を借りて、講演会に関わるすべての方々に改めて厚く御礼申し上げたい。

<報告論文>

帝国日本の植民地政策研究とその後の展開
——社会事業を例として——

Colonial Policy Study of Imperial Japan and Its Afterwards:
A Case of Social Work

大友 昌子

Masako OTOMO

元中京大学現代社会学部教授

要旨

本稿は、2017年12月4日に開催された中京大学社会学研究科学術講演会シンポジウムの報告内容をもとに、お二人のシンポジストからの質疑を踏まえ、2007年に出版した拙著『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮』（ミネルヴァ書房）をめぐる社会学と社会福祉学のダイアログを念頭においたエッセーである。内容は2つの柱で構成した。1つめは、社会福祉をめぐる学術的な科学的思考であり、2つめは、社会福祉をめぐる社会化と普遍化の価値論的思考である。1つめのテーマでは、上記拙著の研究内容についてまとめるとともに、研究の背景となる社会福祉学と社会学との関わりを、主に農村社会研究の有賀喜左衛門氏と社会福祉学の確立に尽力された一番ヶ瀬康子氏からの影響を取りあげて、筆者の研究と試行錯誤の歩みについて述べたものである。2つめのテーマは、大学における社会福祉教育の場で試行した「世界市民」と「持続可能社会」について論究したものである。

キーワード：帝国日本 (Imperial Japan)

植民地政策 (Colonial Policy)

社会事業 (Social Work)

社会学と社会福祉学の対話 (Dialogue between Sociology and Social Welfare)

はじめに

「人の命は短すぎて、思想はいつも、十分に成熟せぬままに途切れていくのよ」

(上橋菜穂子著『獣の奏者Ⅲ探求編』講談社文庫 263頁)

作家上橋菜穂子氏がクリウという隊商都市イミールの示道者に云わせているこの言葉は、不十分ながら帝国日本の植民地歴史研究作業を行って得たわたくしの想いを代弁してくれています。思想は途切れるが故に、人間は果てしなく変容する長い時の流れのなかで、選択と失敗の試行錯誤を繰り返しているようなのです。歴史研究の作業のなかで、先人がすでに気づいていることを、いまはじめて発見したような気持ちになっているわたくしがいることを、なんども経験しました。先人たちが蓄えた知識や気づいたこと、そして思想なども時間とともに忘れられ、途切れてしまうこと、そしていままた初めてのことのように新たな作業や試みに取り組むわたくしであることを、歴史研究のなかで感じています。

わたくしは、1967年からはじまる学生時代を含めると、50年以上にわたって「社会福祉」というキーワードとともに過ごしてきたといっても過言ではありません。この間、「社会福祉とは何か？」という疑問符をずっと抱えてきた年月でありました。

いまふりかえると、わたくしは2つの思索のなかに身をおいてきたというふうにいえます。1つめは、「社会福祉」という言葉と概念を厳密に考え、きっちりと捉えようとする学術的思索、2つめは、「社会福祉」という概念を、社会化し普遍化して、そこに含まれる価値観を社会の常識にしていくにはどうしたらよいのかという実践的な思索です。わたくしはこの50年間で何を考えてきたのか、もやもやとした想いのなかから、このような社会福祉の2つの異なる側面の思索を行ってきたことに整理し得たのは、リタイアをむかえた最近のことです。

1つめは、自分の研究課題として自らに課してきた社会福祉をめぐる歴史的研究や歴史的思索であり、2つめは学生とのゼミやフィールドワーク、そ

して講義の時間のなかで模索してきた教育的課題であり、価値論的で実践につながる思索です。

本稿ではこの2つのテーマで、筆者の思索の現在の到達点をまとめておきたいと思います。1つめを「社会福祉をめぐる学術的な科学的思考」、2つめを「社会福祉をめぐる社会化と普遍化の価値論的思考」として述べてまいります。

1. 社会福祉をめぐる学術的な科学的思考

学部時代の学び

わたくしは1970年前後の大学紛争の真ただ中に日本女子大学の社会福祉学科で学生時代を送りました。当時の大学における社会福祉の学術・教育はアメリカ流のケースワーク論を柱とした実践方法論系とマルクス経済学に基礎をおく社会政策論系に二分されていました。社会福祉を学ぶことは、この2つの学系のシャワーを同時に浴びることであり、教員の間にも2つに分かれた学系の相容れない大きな溝があることが伝わってきていて、わたくしは混乱していました。社会福祉は社会改善や社会改良の歴史的流れのなかで成立してきたことから、実践方法論系は臨床に近く、社会政策論系は原理原論を示すと受けとめていました。

こうした大学の学術的雰囲気の中で、社会福祉学の中核を担っていた一番ヶ瀬康子先生は、「社会福祉は問題提起の学である」として、社会福祉学の成立に尽力されていました。そのスタンスは当時の学界の主流であるマルクス主義社会科学をふまえつつも、生活構造論、生活権、運動論、実践論などの概念を取りあげて、社会福祉学が社会科学として成り立つこと、そして社会変革のテコとなる枠組や思想を生み出すものとなることを目指しておられました。学部生であったわたくしは、無論、一番ヶ瀬先生の社会福祉学に託した深遠な射程を理解するには未熟でありました。

学部3年生の折、わたしは紛争によって学舎が封鎖されるという噂を耳にし、その経緯を見届けようと、大学図書館にこもって、その時を見まもっていました。手にしていた本は有賀喜左衛門先生の著作集から『民俗学・社会学方法論』でした。わたくしは、この時すでにマルクス主義の強い影響から脱していました。「自己否定」ではなく「自己肯定」へのメッセージを、わ

たくしは有賀学の理論のなかに読み込んでいました。

その後わたくしは想像さえしなかった大学助手という職に偶然に就くことになります。しかし大学紛争の世代としては、大学の職に奉ずることは裏切り行為であり、屈折した想いは今日でもその影響を残しています。

歴史研究に課題を定める

わたくしは「社会福祉領域は、その学術の質を高める必要があるのではないか…」これが応用実践科学であり、対象領域型科学である「社会福祉」に取り組むようになって、しばらくたってから抱くようになった不遜な想いでした。

社会福祉学という学術の未熟さを痛感したのは、有賀喜左衛門先生とその門弟である中野卓先生、間宏先生、及川宏先生、米地実先生などの著作や論文に浸っていたからでありました。社会福祉学は歴史も新しく、学問・学術の性質も有賀学などとは異なる形成途上にある学術でありました。一方、有賀先生とそのお弟子たちの学問は、1930年代に日本で輝いた農村社会研究——柳田国男、折口信夫、柳宗悦など——の流れを汲む成熟した学問であり、わたくしはその奥行きの高い有賀学の学問の魅力に惹かれていました。社会福祉のなかでも歴史研究を自らの研究テーマとしたのは、有賀学のエッセンスを用いることができるのが歴史研究ではないかと密かに心づもりをしたからでした。

その有賀学の枠組を社会福祉領域に応用しようと試みたのが1980年にまとめた「児童保護事業の成立とその社会的背景—明治後期における育児事業施設の管理と処遇の分析視角—」（『日本社会福祉学会関東部会紀要』創刊号 日本社会福祉学会）でした。たいへん未熟ではありましたが、社会福祉学領域に有賀理論と間宏先生の日本的労務管理史研究を応用したものでした。

こうした試行錯誤の時間が長く過ぎて40代後半となったわたくしは、「社会福祉学」という看板を担うことによりやく覚悟をいたしました。勤務先も名古屋の中京大学に移っていました。社会福祉教育の最前線で仕事をするなかで、ようやく「社会福祉学」がわたくしの専門領域であることに腹を据えることになったのです。なんと遅い覚悟ではないでしょうか…。

40代の半ばから、わたくしは中京大学社会科学研究所の日本近代史を専門とされる檜山幸夫先生が指導する台湾研究に参加させていただき、優れた

歴史研究者のかたわらで、台湾総督府文書の目録作成の作業に加わらせていただきました。そして50歳になる折に、わたくしは遅ればせながら本格的な研究に取り組み、博士論文を書こうと決意します。

植民地研究のスタンス

「植民地研究を行う宗主国の研究者は、宗主国の人間として、また研究上において二重の搾取を行うことになる。」という植民地研究者に突きつけられた研究の倫理に関わる問題提起を、わたくしは「そのとおりである」と受けとめていました。確かに、被植民地側の市民や研究者は自国の歴史をたどろうとすると外国語で書かれた文献に直面します。はじめて台湾総督府文書にふれたとき、第一次史料にふれることができたわくわく感とともに、侵略され、統治された台湾の人々の心情を想って、深いなんともいえぬ哀切の情を感じました。このことは、後に韓国のソウルにある公文書館で朝鮮総督府文書を調査収集する時に、さらに罪悪感となってせまってきました。2005年とその前後に、わたくしはソウルの小さな公文書館に行き、一般市民と混じって社会事業に関わる朝鮮総督府文書の収集を行ったのですが、多くの市民が公文書館を利用していることに驚きました。これら市民の方々は、自分の親や祖父母等が日本で働いていた証拠を求めて調査に来ていたのです。日本の植民地体制下、とくに戦時体制下における朝鮮人労働者の日本での強制労働に対する保障問題がこの頃もちあがっていました。

日本国内では教えられることの少ない帝国主義時代の侵略と暴力は、どのように言いつくろっても事実です。救済や連帯、共感などの社会善を実践のエネルギーとする社会事業ですが、その現実的な働きは侵略や暴力、戦争と表裏の関係にあったことも、そしてわれわれはこうした危うい状況のなかに、いまここで生を得ていることを肝に銘じたいと思います。

台湾・朝鮮半島の植民地政策比較研究

博士論文として取り組んだ台湾と朝鮮半島の植民地社会事業政策比較研究は、何が、人を、地域を、国を動かすのかが見えてくる醍醐味を味わうことができるエキサイティングな学問的な経験でした。この研究に一心不乱に取り組んだ結果、それまでとは違うモノの見方や分析力や社会事象の解釈がで

きるようになったことは、自分でも驚くほどでした。視野も広がりました。時間軸では15世紀末の大航海の時代から現代まで、空間軸では地球規模の視野で社会事象を考えるようになりました。植民地帝国は大航海時代以後、ヨーロッパから世界に拡大した社会事象であったからです。視野が広がると同時に、一つ一つの社会事象をその詳細な背景や因果関係など、ズームレンズを当てるように細かく理解することの重要性もわかってきました。

研究は当初、台湾の総督府文書目録に取り組んでいたことから、台湾の植民地社会事業政策に限定していましたが、社会事業設立数データの量的分析を行った結果、台湾、朝鮮半島、日本の3地域の年度別推移を得ることができ、この表が析出されたことによって、研究の内容も、仮説や結論も一気にその方向性が示されることになりました（図1）。台湾に高く朝鮮半島に低いというこのデータ結果、そして日本の社会事業の成立期に遅れて連動する台湾の動向と大きな変動がみられない朝鮮半島の動向という実態が明らかになりました。そして次に、何故このような事態をデータは示すのか、その理由と背景を明らかにすることが博論の研究課題となりました。

当時の植民地研究の学界では、帝国主義国家による植民地支配によって「ほんとうに被植民地の文明化、近代化はあったのか？」というテーマに関心が集まっていました。植民地支配の帝国主義国家の大義が「遅れたアジア、アフリカなどの諸国を文明化、近代化する」という言い訳にあったからです。こうした学界動向を踏まえて、わたくしも日本帝国主義が植民地の社会事業の領域で近代化政策を行ったのかどうかを検証することにしました。問題意識や研究課題を独自に設定するオリジナリティも重要ですが、日本や世界の学界動向に合わせて様々な領域で問題意識を共有して、疑問を解いていくこともこの領域の研究の全体的レベルアップにつながると考えたからでした。

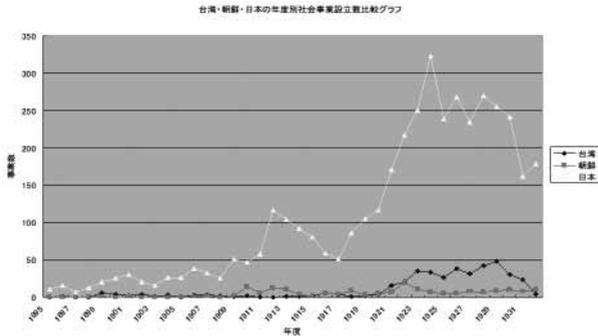


図1：台湾、朝鮮、日本の年度別社会事業設立数比較(1895～1932年)

出典：大友昌子著『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——』ミネルヴァ書房 2007年刊 p.23。

表1：台湾、朝鮮、日本の社会事業施設・機関1カ所あたり人口比較(1935年度)

	施設・機関数	人口 (人)	施設・機関1カ所 あたり人口
台湾	1,404	5,316,000	3,786人
朝鮮	280	21,890,000	78,178人
日本	28,909	69,254,000	2,395人

出典：大友昌子著『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——』ミネルヴァ書房 2007年刊 p.23。

1960年代の近代化論争

日本における近代化論争については第二次世界大戦後に2回の山があるそうです。いまふりかえると、わたくしはその第1回目の山である1960年代の論争について、有賀先生とそのお弟子であった中野先生や米地先生から学んだこととなります。それは、有賀先生は丸山真男氏や大塚久雄氏らの近代主義理論とは一線を画していること、戦後、日本の家族制度・家制度は封建遺制の悪の根源として厳しく批判されているが、家制度は日本において歴史的社会的文化的に形成されてきたシステムで、今日のような社会保障や社会福祉がなかった時代に、本家分家関係を含めて家構成員の全体相互給付の働きをしてきたのだ、ということでした。また「封建遺制」という表現は不適

切で、家制度は現に（1970年前後）実質的な機能を果たしていることから「遺制＝残っている制度」ではない、という考え方でありました。学部生としては、幼稚な理解にとどまらざるを得ませんでした。世の中の大勢が「近代化」を良きものとして歓迎する風潮のなかで、これに逆らって自らの主張を展開する少数派の有賀先生に畏敬の念を覚えるとともに、学問の厳しさを感得しました。

有賀先生は1965年から日本女子大学の学長となられ、学部の授業を1つだけお持ちでした。その時のテキストは1965年刊の『日本の家族』（至文堂）で、これは1972年に『家の歴史』と改題しています。この科目をとる学生は少なく、6～7人前後であったと記憶しています。またわたくしは母校の助手となってから、慶應義塾大学大学院の有賀先生の授業に研究生として6年ほど出席し続けました。一方、この時期の社会福祉領域の学術的雰囲気は、民主化、近代主義、マルクス主義社会科学であふれていましたから、わたくしは全くのアンビバレントな学問・学術の状況のなかに自ら長年浸ることになりました。

植民地社会事業政策研究のなかの近代化指標

こうした有賀学の考え方を基礎としていたわたくしは、博論では「近代化」を「良きもの」といったイデオロギーから切り離し、大正中期の日本の社会事業成立の指標であった4つの指標にそって台湾と朝鮮における社会事業の動向を把握することにしました。4つとは、①救貧策から防貧策への転換、②専門社会事業行政機関の設置と社会事業財政の確立、③社会事業の組織化、計画化（社会事業協会の発足）、④社会事業教育の開始（専門職養成・研修）という柱で、この4つの指標は社会事業の歴史研究を切り開いた吉田久一先生によって指摘されていたものです。日本の社会事業は1918年から1932年の間にこれらの指標が達成されましたが、これが植民地であった台湾や朝鮮ではどうであったのか、その動向を一つ一つ検証していきました。その結果、次のような結論に達しました。

- ①帝国日本の支配のもと、台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点は日本に比較して、相対的に低い水準にとどまった。
- ②台湾と朝鮮における社会事業形成の内容には、共通性とともに大きな較

差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまった。

この仮説・結論を、博論では「抑制的近代化」「抑制された近代化」と表現しました。この表現に対してはいくつかの誤解も生じましたが、抑制した主体は台湾と朝鮮の総督府、そしてその背後にある帝国日本の政権であったことはいうまでもありません。

以上は、近代化指標を使った事象分析の結論です。しかし、博論ではさらに「抑制的近代化」「抑制された近代化」となった因果関係の理論的帰結を求めなければなりません。

研究の理論的帰結

理論的帰結は事象のデータ分析に基づきつつも、ある種の飛躍＝アウフヘーベンを行う必要があります。わたくしは2つの理論化を行いました、他にもこのデータ分析から導き出すことができる理論があると思っています。博論で導き出した理論的帰結の1つめは、社会事業や社会福祉が植民地支配のなかで果たす政治的作用で、①社会事業創設期の政治的メカニズムのなかでは破壊に対する修復、②社会事業拡大期の政治的メカニズムのなかでは解体に対する社会統合、③社会事業終焉期の政治的メカニズムのなかでは戦争に対する福祉で、こうした政治的目的を達成する範囲内での社会事業の「近代化」政策は、制限的で抑制的なものとなり、植民地体制下ではこの政治的傾向が国内・内地に比して強まることが認められました。

もう1つの理論的帰結は、「植民地における社会事業政策は上からの近代化政策であるが、これに拮抗する被植民地社会の政治的力＝各社会が有する福祉文化的基盤的作用がある」としたことです。これは、有賀学と社会福祉学を学んできたわたくしが、どうしても言及したい内容で、被植民地社会の社会的文化的構造への着目と重視です。わたくしの博論研究の主題は社会事業政策の比較研究でしたが、わたくしが最終的に求めたいものは、台湾と朝鮮の各地域の基本的な社会構造である福祉文化的基盤でした。

「近代化に拮抗する福祉文化的基盤は、時間軸のなかで、その土地や地域のなかで育まれてきたもの、人々のネットワーク、思想、理念、信仰、イデオロギーなどが組み合わされて形成されてきたもの。これが、上からの近代化政策への抵抗の盾となり、また保守的に作用する要素ともなるもの」でし

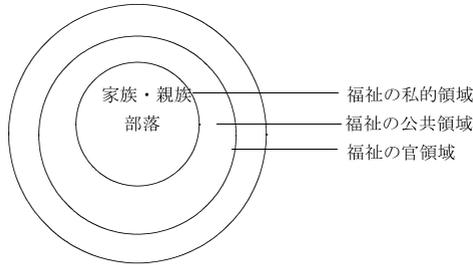
た。この理論的帰結は、わたくしのなかで被植民地と植民地の相違や枠をこえたもので、有賀学で学んだ全体相互給付が台湾や朝鮮の各地域社会でいかなる有り様であるのか、その社会的文化的実際と構造を理解したい、という問題意識にほかなりません。

ここで、わたくしは「福祉文化的基盤」という言葉と概念を出していますが、その背景には、次のようなことがありました。

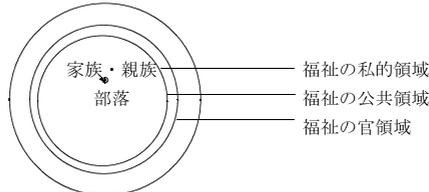
福祉文化的基盤と東アジア社会福祉の歴史的考察

一番ヶ瀬康子先生はその研究活動の晩年に「福祉文化」の確かな存在を実感され、その概念を提案されて「福祉文化学会」をたちあげ、その研究・教育を奨励されました。「福祉の文化化、文化の福祉化」がキャッチフレーズでした。新たな概念の提案と啓蒙啓発的な運動論を組みこんだ活動に、そして一番ヶ瀬先生の長きにわたる研究・教育スタンスの一貫性にわたくしは感嘆しました。

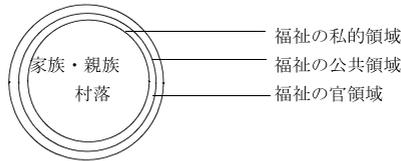
わたくしの博士論文の主査は当時長崎純心大学で仕事をしておられた一番ヶ瀬先生でしたが、副査であった障がい児教育の歴史研究に邁進される津曲祐次先生から、「植民地社会事業政策の比較研究と福祉文化をどう関わらせるのか」という課題が課せられました。そこで、わたくしは有賀学のなかで学んでいた「社会的文化的基盤」という概念を応用することを思いつきました。わたくしは台湾、朝鮮、日本の比較研究のなかで「福祉文化的基盤」、すなわち福祉を支える社会構造の差異を仮説ではありますが示してみました。



台湾＝中華の福祉文化的基盤



朝鮮の福祉文化的基盤



日本の福祉文化的基盤

図2 前近代における北東アジア中華文化圏地域の福祉文化的基盤

注：筆者作成

出典：大友昌子著「帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——」ミネルヴァ書房、2007年、p.424。

円の中心に位置する「福祉の私的領域」とは、家族、親族、部落、村落をいい、構成メンバーは互いを熟知しあう相互依存の関係性を結んでいる点で台湾、朝鮮、日本ともに共通しています。まん中の円は「福祉の公共領域」を示し、その範疇には互いに相知らない他者を含み、民間人、もしくは民と官が協働して福祉実践の主体となる領域です。この円は台湾に厚く、朝鮮、日本に薄い。円の一番外側は「福祉の官領域」で、国家や領主、地方政府などの為政者や権力の掌握者が福祉実践の主体となる領域です。その範疇は、

その政治的共同体に属するすべての住民を対象とし、台湾は厚く、朝鮮は日本より厚いが台湾より薄く、日本は最も薄い。

この図2は、前近代末期の台湾、朝鮮、日本の各地域における救貧、各種救済事業の一覧表にもとづき、福祉の対象の範囲と実施主体によって区分し、考案したものでした。

この図2の仮説のもとになったのが、次の表2です。

表2 台湾、朝鮮、日本における前近代末期の救貧・救済体制

台湾清朝時代末期	朝鮮王朝時代末期	日本徳川時代末期
窮民救助 (院内・院外) *行旅病死人救助 義倉 助葬 (義塚・寄棺など) 行旅保護 救荒 水難救護 軍事救護 棄児保護 寡婦保護 保甲制度 (自警) 動物保護 善会・善堂 善書の普及	社還米制度 地域隣保 (郷約制度) 結婚・葬儀の国庫補助	郷倉 (義倉) 行旅病死人救助 地域隣保 (五人組)

注：筆者作成

出典：大友昌子著『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——』ミネルヴァ書房、2007年、p.132-133。

この図をめぐるのは賛否の意見があったように思います。前近代末期の台湾、朝鮮、日本の福祉を支える社会の構造的特質を示したものとして評価される一方、「福祉の私的領域」「福祉の公共領域」「福祉の官領域」が何をさすのか、この用語の妥当性などについての質問が多々ありました。これらのアイディアは、まだまだ仮説のレベルでありましたが、有賀学を生かしたいという思いから、やや飛躍した試みであったことは確かです。

このようにわたしくしの研究は、帝国日本による植民地体制下での台湾と朝鮮と日本とを比較するという当初の意図から、中国本土も含む東アジア全体を視野にいたした研究へと展開してきました。検証の結果、東アジアは福祉

文化においても中華文化圏に位置することは明らかでしたが、それでは、その特質は何なのかという質的検討への課題が次のステップとなりました。さらに地理的には、1000年にわたる中国の支配を経験した中華文化圏の一角であるベトナム地域も含めて研究をすすめる必要が出てきました。台湾、中国本土、朝鮮半島、日本、さらにベトナム地域を視野にいたれた福祉文化に関わる共通性や関連性はあるのか。あるとすれば、それは何であるのか。わたくしはいま、中国、朝鮮半島、ベトナムにいまも存在し機能している「郷約」に着目しています。台湾と日本には、現在「郷約」という言葉で存続する自治的なきまりや規則は見当たりません。日本では中世の「郷村制」や「惣村」と呼ばれるものが、これに対応するのではないかと推測しています。わたくしは、ベトナムの都市部や農村部で、また韓国でも最も古い文化が残っている安東地域で「郷約」調査を行い、聞き取りや史資料の収集を行いました。「郷約」は中国本土で呂氏郷約（りょしきょうやく）とよばれ、12世紀に創出された地域自治のルールです。その精神は儒教に基づいているのですが、これが、朝鮮、ベトナム、日本に伝播してきたと考えられます。

東アジアに伝播した中華文化の特質が儒教文化であることは、今さら新しい指摘ではありませんが、地域の自治や相互扶助などを規約化した「郷約」が、福祉文化との関連でその具体的姿を把握し得る社会事象ではないかと考えているところです。

2017年11月に開かれた社会事業史学会のプレ国際シンポジウムにはじめて来日された中国の周秋光先生は、晩餐の席ではありましたが、儒教について「儒教は政（まつりごと）の教えであり、いかに人々を統治するかというテーマがその中核にあるのだ」と言われました。まだまだ仮説のレベルではありますが、東アジア地域を1つの単位として理解することができるだろうか、もし1つの単位として把握し得るとすれば、それは、儒教とその具体例としての「郷約」が何らかの鍵とならないだろうかと現在模索中です。

ポストコロニアリズム

もう1つ、2017年12月4日に行われた中京大学のシンポジウムで指摘されたE・サイードが著した『オリエンタリズム』（1978年）にはじまるポストコロニアリズムについては、次のように考えています。

有賀学は日本の農村社会や家、さらには企業体の研究などを通じて、日本の社会や文化の究明を果たしてきました。わたくしのゼミの指導教員で有賀先生のお弟子である米地実先生は「日本の社会や文化を徹底的にモノグラフなどで究明することが、そのまま世界に通ずる研究となる」とわたくしに伝えていました。すなわち有賀学はその当初から、日本におけるヨーロッパ中心の学問・学術のあり方に警鐘を鳴らしていると、わたくしは受けとめていました。それ故でしょうか、「ヨーロッパ基準でアジア、アフリカを差別や評価の対象とする問題性」という枠組の発想や研究は面白いとは思いましたが、わたくしにとって新しい視点ではなく、それ以上の関心を持ってなかったと言ってよいでしょう。それでも、ポストコロニアリズムとは異なる学問的思索の流れのなかで、わたくしはヨーロッパ中心の歴史観や価値観を学術のレベルで相対化する必要があると長く考えてきました。有賀学は日本の歴史的社会的文化的社会事象の解明に徹底して取り組んできました、そしてそのことが、有賀学の学問を世界的なレベルに押し上げました。弱体な学問・学術の力しか持ちあわせていないわたくしの東アジア地域への着目は、遅まきながら東アジアの歴史的社会的文化的特質およびその論理を見出すなかで、ヨーロッパを相対化する試みの流れのなかに連なっていたという希望にほかなりません。

歴史観

社会福祉の歴史研究は、吉田久一先生や池田敬正先生等によって、マルクス経済学に基づく社会科学の段階論を基礎として、これまで単線的に解かれてきました。これに対し、わたくしは各時代を輪切りにして見えてくる歴史的社会的文化的な断面、すなわち社会構造を解明したいという動機をもって学問・学術に取り組んできたと思います。すなわち、社会事象が時間軸のなかで降り積もり層をなしている断面の様相に関心をもってきました。それは、社会福祉領域に即していえば、一番下に相互扶助、その上に慈善、その上に社会事業、そして一番新しい層に社会福祉が重なっているイメージです。社会福祉という社会事象を縦に掘っていくと、そこに歴史が見えてくるというイメージです。これを歴史的社會事象の重層性と考えています。

学部生のころであったでしょうか、ゼミの指導教員米地実先生が、「柳田

国男は、「灯火の歴史は日本列島のなかに寝ている」と表現したと話されました。これはなんと斬新な表現方法であるかと驚いたことを覚えています。明治、大正から昭和の初め、日本のあるところは油、あるところは蠟燭、あるところはランプ、あるところは電灯を灯火として使っていました。「歴史が寝ている」、すなわち歴史を目で見ることができるといえるのです。わたくしの歴史の重層性のイメージは、このときに刷り込まれたのではないかと思います。

研究の評価

50代の半ばによく研究らしい研究を行ったわたくしの著作は、思ってもみない評価を受けることになりました。それは2008年度の第10回損保ジャパン記念財団賞をいただいたことです。さらに嬉しかったのは、台湾の国立政治大学の薛化元先生が編集する『鏡像・臺灣 臺灣文史研究譯叢1 近代化與殖民 日治臺灣社會史研究文集』（臺灣大学出版中心 2012年）に、わたくしの著書『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——』の台湾部分の研究2編が翻訳収録されたことでした。台湾において、社会史として多領域の学問・学術のなかに社会福祉の歴史研究が位置づいたことは、若き日に望んだ社会福祉の学術の質をあげたい、という想いの一端が実現されたことになったからです。その後も、日本史専攻の方からは日本史研究者にはできない比較研究、政治学者からは客観性の高い研究である、との評価を受けました。もちろん批判や注文もありました。著書の刊行から10年、その後のわたくしの研究の展開が鈍いこともあって、最近では自らを「一発屋」と称して反省している次第です。真摯に持てるものすべてを投入した研究のあとに、さらなる研究の展開を図ることは、わたくしのような弱体な研究者には難題であることを痛感しつつ、東アジア研究や郷約研究に希望を託しています。

2. 社会福祉をめぐる社会化と普遍化の価値論的思考

これまで、社会福祉研究の学術の歩みを主に述べてきましたが、次に、もう1つの大切な柱である教育上の価値論的な思索に話をすすめます。

「多面体」「複合体」としての社会福祉・福祉

第二次世界大戦後に「福祉国家」を目指してきた国々や地域は、達成度にレベルの差はあるものの、今日、その成熟期を過ぎて修正を加えつつ新たな歩みをすすめています。わたくしはその福祉国家の内部にあって、このシステムをどう把握すればよいのか、曖昧なままに過ごしてきました。その社会福祉を、ひと言でつかみだし、新たな切り口を提案されたのが岩田正美氏の「多面体」としての社会福祉であり、また高田実氏や中野智世氏等が世に問われた「福祉の複合体」の歴史的研究です。

岩田氏は『厚生白書』『厚生労働白書』を徹底的に分析の対象とされ、社会福祉が「多面体」であるという言葉と概念をうち出されました。また、高田氏は社会福祉実践の主体が多様であることに着目し、「福祉の複合体」史、「らせん状の福祉」史という言葉と概念を提起されています。社会福祉の歴史研究に新たなストーリーの可能性が示されたといえる画期的な研究であると思います。(岩田正美著『社会福祉のトボス』2016年 有斐閣、望田幸男・村岡健次監修 高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』2012年 ミネルヴァ書房)

体制内化した社会福祉

戦後、「社会福祉」は人々にとって希望の象徴でした。第二次世界大戦の過酷な体験を経て、人々は二度と戦争をしないこと、そして西欧の国々が目指している「福祉国家」を日本でも実現できれば、と強く想いました。大学入学前、近所に住んでおられた東大で教育学を教授されていた宗像誠也先生が、「良い領域を選びましたね。これから日本にとって社会福祉は大切な領域になりますよ。」と励まされたことを記憶しています。1960年当時、社会福祉教育を大学教育の中においているところはわずか15校ほどでした(現在は短大も含め397校)。1967年に大学に入学した折には「社会福祉」は平和がなければ成立しないし、その基本的な価値観は「人権」にある、とのメッセージが強く伝えられました。「社会福祉」と言えば、二度と戦争はしないという人々の決意と平和の希求、そして人権の重視という社会善が組みこまれている領域として、説かれていましたし、受けとめていました。

しかし、社会福祉の歴史研究に取り組むようになり、植民地社会事業の研究を行い、また欧米諸国も含めた「社会福祉史」という講義を担当するなか

で明らかになってきたのは、社会福祉の成立は、歴史的、政治的には戦争と深い関係があるということでした。

そして、社会福祉が体制内のシステムとなった今日、その内側からの理念の再確認も大切ですが、社会福祉の新たな展開や方向性を模索するためには、体制内化した社会福祉に補助線を引いて、新たな価値を含む理念とともに、今後の方向性を検討する必要があると考えるようになりました。そして、この発想をゼミ活動やフィールドワークで実際に試みました。

社会福祉に補助線をひく

その補助線としてわたくしが考えているのが「世界市民」と「持続可能社会」の理念や思想で、社会福祉はこれらの補助線とともにその意義やあり方を問い、具体化に向けて語られる必要があると考えました。社会福祉に内包される「平和」や「人権」という価値に、未来社会を展望する「世界市民」や「持続可能社会」の価値の補助線を引いて、具体性のある未来社会を切り開くことを構想しました。

「世界市民」という補助線

わたくしが「世界市民」を社会福祉の補助線として考えた背景には次のようなことがありました。

2002年4月、社会学部に新たな3コース制を構想したことがありました。その1つに、「市民福祉コース」があります。わたくしのアイデアを活かして頂いたこの名称のコース誕生には、社会福祉単体での意義や魅力がすでに褪せ始めていたからであり、また社会福祉が隣接諸科学と相互浸透するためには、新たな理念を付与したあり方を提起する必要があると感じ始めていたからでもありました。「市民福祉」コースの構想には、イギリスの社会政策学者T・H・マーシャルが提唱した「シティズンシップ」の考え方が漠然とではありましたが、はいつていました。広範な人々の連帯による市民社会の構築は、理念として、社会福祉領域において早くから意識されていました。その後、わたくしは「市民社会」のイメージや人間像のあり方を具体的に把握できずに過ごしてきましたが、社会と人間の新たな方向性を指し示す言葉と概念として、わたくしは「世界市民」という耳慣れない用語に心ひかれま

した。

この「世界市民」の意義と意味をより深く体感したのは、2011年3月の東日本大震災の折でした。アメリカ合衆国の哲学者、政治哲学者、倫理学者のハーバード大学教授マイケル・サンデル (Michael J. Sandel) 氏の海を越えた「白熱教室」のテレビ放映の一場面が忘れられません。東日本大震災という大災害のなかで、日本の人々が列を作って配給を受け取るという話しが、美談として世界に伝えられたときの話題です。サンデル氏に意見を求められたある米国の女子学生は、「人々が大災害の混乱のなかでも、きちんと列を作って配給の順番を待つのをみて、わたしは、同じ人間として誇りに思う。」と発言しました。わたくしはこの発言に驚き、感動しました。サンデル氏が提起する「世界市民」の感性が、この女子学生によって語られた！と感じたからです。「日本人」とか「アメリカ人」とかの国単位の意識を彼女は越えていて、同じ人間として、秩序正しい行為に賛同と誇りを感じることができていたのです。この一言によって、「国」という単位が物事を考え、感じるための枠組として、強く自らの意識にすり込まれていることを実感するとともに、わたくしのなかで国の意識や観念はどのように定着しているのかを内省するようになりました。この壁を越えることは容易ではないことを感じつつ。

いま、社会福祉に「シティズンシップ」の補助線を引くことの代わりに、「世界市民」という補助線を引いてみました。「世界市民」は「シティズンシップ」の一部ですよ！という声が聞こえてくるのを予感しながら。

「持続可能社会」という補助線

「持続可能社会」という考え方は、広井良典氏の著作や「里山資本主義」の藻谷浩介氏の思索から学んできました。ゼミでの議論やフィールドワークでは、社会福祉は新たな社会のあり方の探求と並行して構想される必要があると考えていたからです。「持続可能社会」は環境問題を出发点にエネルギー問題、人間の暮らし、労働、さらには経済のあり方までを射程に入れた新たな社会のあり方を構想し得る概念です。

そして実際に社会福祉と持続可能社会の考え方を連結した実践が、ごく最近、身近なところで始まっていることが分かりました。それが「農福連携」

という考え方と実践です。ある日ゼミ生のTさんが「先生！農福連携って知っていますか？」と問うてきました。ゼミでは、広井良典氏の本を読み、「社会福祉」と「持続可能社会」の考え方を組み合わせる話し合いやフィールドワークを行っていましたが、ゼミ生もわたくしもまだ納得のいく事実や思考に到達していませんでした。Tさんは市役所のインターンシップで体験したある障がい者施設を運営する社会福祉法人の「農福連携」活動に、これこそ「社会福祉」と「持続可能社会」の考え方を組み合わせたものだ！と確信したのでしょうか。彼の提案で、ゼミ生全員で「農福連携」の実践現場にフィールドワークとして行くことになりました。そこで感じたことは次のようです。

それは、「まだ走り出したばかりの子馬のようなプロジェクト」ということでしたが、障がいのある方々の自信を持った働きや責任感、のびのびとした動きや表情、互いに支え合い手伝い合う心配り、無農薬イチゴ生産への挑戦と丁寧のひとつひとつ虫を取り除き、種を蒔く徹底して手をかける作業、農業の人手不足が障がいのある人々によって救われる生産の場の構図、障がいのある人々の働く能力が伸びていくという作業内容、付加価値のついた農産物の生産と収益アップの可能性、いいと思ったことは何でもやってみるといふこの法人の運営スタンス、いくつかの働く場面に入り込み、苗を植えるポットに調整された土をきっちり盛り入れる作業をしながら、わたくしは「農福連携」の可能性に感動していました。

社会福祉に「持続可能社会」という補助線をひくことで、社会福祉の可能性が具体的、実践的に実を結んでいく例を「農福連携」はわたくしに教えてくれました。

おわりに

以上が「社会福祉」をめぐる、これを学問として、またこれを実践としてとり組んできたわたくしの思索の現在の到達点です。怠けもの故の学問、学術への遅い目覚めは、その後の思索の到達点も決して誇れるものではありません。しかし、社会福祉の歴史研究をとおして得た自分なりの認識体系の獲得は、きわめて真摯でエキサイティングな体験でありました。

最後にもう一度、国際アンデルセン賞作家賞をとられた上橋菜穂子さんが、

獣の奏者エリンに語らせている言葉を記して終わりにしたいと思います。

「人はとっても小さいから、一人で、すべてを見ることはできない。でも人は言葉を持っているから、自分が見つけたことを人に伝えることができる。」

そして……

「人の一生は短いけれど、その代わりに、たくさんの人がいる、たとえ小さな欠片(かけら)でも、残していくものがある、それがのちの世の誰かの、大切な発見につながる。……きっと、そういうものなのよ。顔も知らない多くの人たちが生きて果てにわたしたちがいて、わたしたちの生きて果てに、また多くの人々が生きていく……」

(上橋菜穂子著『獣の奏者IV完結編』講談社文庫 62～63頁)

[文献]

有賀喜左衛門 1969年『有賀喜左衛門著作集第8巻 民俗学・社会学方法論』未来社。

岩田正美 2016年『社会福祉のトポス——社会福祉の新たな解釈を求めて——』有斐閣。

上橋菜穂子 2012年『獣の奏者Ⅲ 探求編』(講談社文庫)講談社。

大友昌子 1980年「児童保護事業の成立とその社会的背景—明治後期における育児事業施設の管理と処遇の分析視角—」『日本社会福祉学会関東部会紀要』創刊号、43-51頁 日本社会福祉学会。

大友昌子 2007年『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮——』ミネルヴァ書房。

高田実・中野智世(編) 2012年『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』ミネルヴァ書房。

薛化元主編 2012年『鏡像・臺灣 臺灣文史研究譯叢 1 近代化與殖民 日治臺灣社會史研究文集』臺灣大学出版中心。

<論文>

近代化と福祉 ——戦後家族社会学の含意を再検討する——

Modernization and Welfare

亀山 俊朗

Toshiro KAMEYAMA

中京大学現代社会学部教授

要旨

本稿は、戦後の家族社会学と社会福祉学が共有する理論図式と、その現代的な位置づけを明らかにする。社会福祉学研究である大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』は、近代化の進展度合いだけでなく、伝統的な共同性を意味する「福祉文化的基盤」に注目することで、台湾と朝鮮が同じ日本の植民地でありながら異なる社会事業の展開をみせた理由を示そうとした。その問題意識は、戦後家族社会学の第一人者とされる有賀喜左衛門の「封建遺制と近代化」論を引き継いでいる。有賀は、近代化が進めば封建遺制として廃絶され则认为られていた「家」が、実際には戦後も生活保障の基盤となっているし、残存するであろうことを強調していたのだ。「福祉文化的基盤」も「家」も、近代以前の社会的シティズンシップが現代も人々の生活や福祉を支えていることを示す概念だが、その政策的含意は経済・社会状況の文脈に強く依存しているし、また個人主義的アプローチから再検討される必要がある。

キーワード：福祉文化 (Welfare and Culture)

「家」 ('House')

シティズンシップ (Citizenship)

1. 近代化と福祉文化

——『帝国日本の植民地社会事業政策研究』の理論図式——

越境性の必要性がうたわれて久しい。学問領域を超えること、また、国境を越えて思考することが称揚される。だが、実践は難しい。大友昌子の主著『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮』（大友 2007）は、その困難な実践の達成である。

本稿は、この業績の検討を端緒に、戦後の家族社会学と社会福祉学の背景にある認識枠組みを明らかにし、その現代的な位置づけを再検討したい。第1節（本節）ではまず、社会福祉学研究である大友著の理論図式を解説する。第2節ではその図式に影響を与えた、戦後の家族社会学の第一人者とされる有賀喜左衛門の「家」論を再検討する。最後に第3節で、シティズンシップ研究の視点から、家族社会学と社会福祉学の課題を関係づける。以上の議論により、有賀「家」論の社会福祉学への影響、およびその政策的・学術的含意の再検討がはかられる。

大友著の検討からはじめよう。同書は、二つの面で越境性を示している。第一に、社会学の近代化論と社会福祉学の福祉文化論を関連づけ、二つの学術領域を架橋した点。第二に、一国内の制度の研究に終始しがちな社会福祉研究に、国境を越えた視点を持ち込んだ点である。このうち本稿では、主に第一の点を論ずるが、最後に述べるように、これは第二の点にも深くかかわっている。

大友の議論の出発点には、日本における近代化をめぐる議論の蓄積がある。とくに大友がその影響を隠さないのが、近代化論を批判的に検討した、有賀喜左衛門らの家族社会学である。有賀は柳田國男に師事しており、柳田らを出発点とする、近代化の成果を認めながらも近代化の外部を注視する学統に、大友も連なっているといえる（大友の問題意識は、有賀が朝鮮美術の研究から出発していたことを想起させもする）。

大友が検証しようとする仮説は、「台湾、朝鮮ともに社会事業の形成は『抑制的近代化』あるいは『抑制された近代化』であった」（大友 2007 : 3）というものである。この仮説自体は、宗主国に比べ植民地の近代化が不十分であった、という常識的な見解と変わらない。だが本書の特色は、この仮説を検証するために二つの作業仮説を設定するところにある。

- 一、帝国日本の支配のもと台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点が日本に比較して相対的に低い水準にとどまったこと。
- 二、台湾と朝鮮での社会事業形成の内容には共通性ととも大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまったこと（大友 2007：3）。

1点目は、「抑制的近代化」という仮説を社会事業に注目して具体化した、実証的な問いである。理論的な問題は2点目にある。なぜ同じ植民地でも、すなわち「抑制された近代化」のもとでも、台湾と朝鮮には大きな違いがあったのか。歴史的・地域的な差異なのか、宗主国の政策の違いなのか。本書が解くべき問いの眼目は、ここにある。

そのために本書は、社会事業形成は近代化の単純な産物ではなく、別の要因にもよるものであること示そうとする。

ことに本研究では、植民地社会事業の「近代化」をとりあげることから、これに拮抗する対抗軸として「福祉文化的基盤」に着目していく（大友 2007：5）。

「近代化」についてはおおよその共通認識があるとして、では、あまり耳馴染みのない「福祉文化的基盤」とは何か。

ここでいう「福祉文化」とは、生きることの質的向上や生活の安定をめざす精神や生活形成の様式のことをいい、そこには物心両面の成果である衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などを含めている。さらに「福祉文化的基盤」とは「福祉文化」を支える社会的基盤をいい、「生存のための共同性」を核とした地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動をここではさしている（大友 2007：5）。

そして、主要な先行研究が概観された上で、以下のような本書の理論枠組みが提示される。

以上の植民地社会事業史研究の動向をふまえ、本研究では「近代化」の

ベクトルと被植民地の「福祉文化的基盤」という二つの軸の緊張関係の交点に植民地社会事業が形成されることに注目する。「近代化」という絶え間ない力と一定の方向性に、被植民地の福祉文化の力が拮抗する(大友 2007:8)。

少々晦渋な記述だが、「ベクトル」という語に注目して、この枠組みを解説したい。上の記述では、「近代化」ははっきりと、大きさと向きを持ったベクトルとして表現されている。それに対する「福祉文化的基盤」の位置づけはやや曖昧だが、近代化に「被植民地の福祉文化の力が拮抗する」という記述からすると、「福祉文化」もまた大きさと方向を持つベクトルとして理解することができる。微妙なニュアンスを捨象してあえて単純に図式化すると、図1のように整理できる。

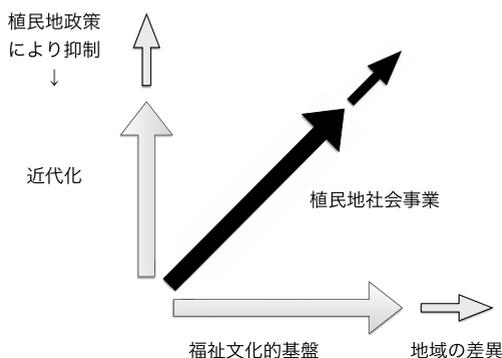


図1

本書が直接の研究対象とする植民地社会事業のあり方は、一つは「近代化」というベクトルの、いま一つは「福祉文化的基盤」というベクトルの、いわば合成ベクトルとしてあらわされる。宗主国の政策により近代化が抑制されれば、植民地の社会事業政策もまた抑制される。しかし社会事業のあり方を決める要因はそれだけではない。その地域の福祉文化的基盤もまた、その地の社会事業を規定する。同じような近代化政策を施したとしても、地域ごとの福祉文化的基盤(例えば伝統的な救済活動の質や量)が異なれば、社会事業のあり方もまた変わってくる。先にあげた仮説における、台湾と朝鮮の違

いの要因は何かという問いは、「近代化」と「福祉文化的基盤」の両面から説明されることになる。

ここに見られるのは、単線的な近代化論（またその裏返しとしての図式的な植民地主義批判）を再検討しようとする視点である。社会事業は、単なる近代化の所産ではない。そして植民地のそれは、単純に宗主国の近代化政策（ないしは収奪）のみに規定されているわけでもなければ、単に地域的特色をあらわしているわけでもない。

こうした本書の理論図式の画期性と重要性を確認した上で、若干のコメントおよび修正案を、ここで提出しておきたい。

図1のような整理をした時に疑問となるのは、以下の2点である。第一に、この図式では近代化が説明変数、社会事業が被説明変数となっているが、常識的に考えて、新たな社会事業政策は近代化の一部ではないかという点である。もちろん、本書でも含意されているように、社会事業として前近代的な慈善などを無視することはできない。だが、植民地における社会事業政策の立案・実施と限定すれば、それは近代化の一部とみなすことができるだろう。近代における社会事業は、産業化の過程で労働力を確保するための政策の一環であり、その進展の度合いは近代化の指標と考える。

第二に、「福祉文化的基盤」と「福祉文化」の関係を考えると、語の定義からして前者が後者を規定することになる（福祉文化的基盤が説明変数で、福祉文化が被説明変数である）。そして、「精神や生活形成の様式」を指す「福祉文化」は、伝統的な社会的基盤だけでなく、近代化のありように大きく影響されるだろう。

以上2点を踏まえると、社会事業施策を含む「近代化」と「福祉文化的基盤」を説明変数とし、「福祉文化」を被説明変数とすることが適当と考えられる。となると図1は、図2のように修正することができる。

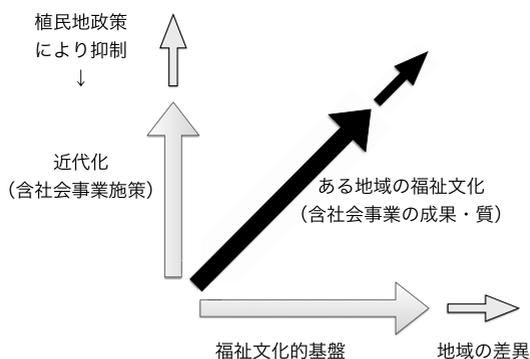


図 2

図 2 は、植民地の社会事業政策を含む「近代化」と、その土地ごとの伝統的な生活や共同性のあり方を示す「福祉文化的基盤」によって、その時代や地域の「福祉文化」（それには社会事業の成果も含まれる）が規定される、という図式になっている。もちろんこれは理論的な枠組みに過ぎず、実証研究として展開するには様々な課題がある。とくに、「福祉文化」をどのような指標で、どのように評価するのかというのは難問である。例えば「福祉文化」概念を本稿末尾に触れるケイパビリティ論を援用して練り直す、といった工夫が必要になるだろう。ただ、こうした図式として大友の議論を整理したほうが、その学術的位置づけはより明らかになるというのが、本稿の立場である。

では、その位置づけとはどのようなものか。

2. 近代化と封建遺制 ——有賀「家」論の再検討——

第 1 節で検討したような理論図式を、大友はどこから着想したのか。それは、本書の「あとがき」で明らかにされている。

本書執筆の軸となった「近代化」論は、当時（引用者注・大友の学生時代）有賀先生の主張した「封建遺制と近代化論」にその基礎をおき、またもうひとつの軸である「福祉文化的基盤」については、一番ヶ瀬先生が展開される「福祉文化論」と有賀学派の各先生方が展開されてきた日本の社会構造の特質をその「社会的文化的基盤」に求める学問的コンセプトから

ヒントを得て創造した用語と概念である（大友 2007：461-462）。

有賀喜左衛門（1897-1979）は、20世紀の日本の社会学を代表する一人である。有賀は大友の学んだ日本女子大学の学長を務めており、一番ヶ瀬康子（1927-2012）は長く同大学の社会福祉学の教員であった。大友が、有賀らの近代化論・家族社会学と一番ヶ瀬らの福祉文化論を結びつけようとしたのは、この学統を踏まえてのことである。

いますこし詳しく有賀らの論を大友がどう引き継いだのかをみてみたい。そのために、有賀の業績を簡単ではあるが確認しよう。その業績は多岐にわたるものだが、ここでは彼の「家」（「家族」とは異なる、非親族の養子や召使も含む農村の構成単位）をめぐる議論と、その政策的含意に着目する。言うまでもなく、社会福祉学にとって家族社会学の政策的含意は極めて重要である。

近年有賀の家族社会学を再検討している本多真隆に従うと、有賀は「家」についての実証研究家としては現在でもその名を知られているが、その政治的立場については注目されることはあまりない。しかし有賀は、戦後日本の革新陣営（左派）とも保守陣営（右派）とも異なる立場から「民主主義」を「家」と関連づけて分析しており、これには現代的な意義がある（本多2015）。

敗戦後、革新陣営は古い「家」制度の廃絶を、そして民主的な「家族」の創生を主張した。「家」は前近代的・封建的（非民主的）であり、「家族」は近代的・民主的である。そして「家」は「軍国主義」「家族国家観」「農本主義」さらには戦前の社会体制全般と結びつけられ、批判の対象となる。

しかし、戦前の日本社会をみれば、封建的であったり非民主的であったりするの「家」だけではなかったはずだ。封建的なものと日本的なものを混同してはならない、と有賀は言う。民主化を妨げているのは必ずしも「家」ではなく、日本人の「文化水準（民族的特質）」なのだ。そして、日本の「文化水準」に欠けていたのは「ヒューマニズム」であり、ヒューマニズムにもとづく「デモクラシー」であったとしている（有賀 [1947] 1970, 本多2015：62-63）。

有賀の議論には、「封建的—近代的」という評価軸とは別に、「文化水準

(ヒューマニズム)の低さ—高さ」という軸があることになる。両軸は従来同一視されていた。封建的—近代的という軸が、明治以降の日本が半封建的か否かをめぐる講座派と労農派の対立(日本資本主義論争)をはじめとする従来の議論の中心であり、文化的な軸はそれに準ずるものと考えられていたのである。

だが有賀は二つの軸の区別、すなわち「封建的」と「日本的」の区別の必要性を訴える。戦後の革新陣営は、民主主義を阻害しているのは「家」や農村であると考えていたが、そうではなく、日本の文化水準(ヒューマニズムへの無理解)こそが問題であり、それが「家」や農村の民主化を妨げていたというのである。言い換えると有賀は、「ヒューマニズム」にもとづき個人を尊重する民主的な「家」は存在しうるし、存在しなければならないと考えていた。「家」は必ず個人を抑圧するわけではないはずだ、というのである。

では、日本の文化的特徴を示すという「家」はなぜ生まれたのか。「家制度と社会福祉」(有賀[1955]1970)という論文の中で、有賀は日本の社会福祉事業の貧しさが「家」の存続を招いたとしている(本多 2015:68)。「家」は単なる前時代の遺制ではなく、日本の近代化のあり方が生んだものなのだ。先ほどの二軸に従っていえば、一方で近代化はしたものの、他方でヒューマニズムを欠く文化水準である日本社会が、近代における「家」をあらしめたことになる。

「家」は、日本社会においてその成員の生活保障を実質的に担ってきた。これを戦後の革新陣営のように、やみくもに全否定することはできない。たとえ新民法になり、民主的な制度が導入されたとしても、日本社会が生活保障を「家」に頼っている限りは、「家」は、すなわち日本的な福祉や生活保障の仕組みは、残存し続ける。

この有賀の「家」を「福祉文化的基盤」の一部と考えれば、有賀と大友の近接性が明らかになる。両者とも、前近代から続く福祉の基盤に注目している。近代化の中でも旧来からの共同性(「家」や「福祉文化的基盤」)は残存しており、それが近代化と相まってその国や地域の福祉のあり方を規定しているというのである。有賀が設定した「文化水準(ヒューマニズム)の低さ—高さ」という軸を、「福祉文化」として解釈することもまた可能かもしれない。

さて、以上みてきた有賀の議論を敷衍してみよう。有賀の立場からすると

戦後の革新陣営は、民法や「遅れた」民衆の意識といった「上部構造」を改変すれば、民主主義が達成されるかのような主張をしていたことになる。保守派と目されることもあった有賀のほうむしる、「家」は生産にかかわる「下部構造」から必然的に生み出されているという、マルクス主義的な主張をしたことになる。民法のような上部構造を多少変えたからといって、その存立基盤が根本から揺らぐことはない、というのである。

とはいえ有賀は、この生産関係のあり方を変えよう、という革命論に与するわけではない。1960年代になると、有賀は従来の家族のヒエラルキーにとらわれない「民主的な家」が実現しつつある、という主張をするようになる。それを可能にしたのは、「産業の急激な発展と都市の発達」（有賀 [1965] 1970 : 152）であり、その成果としての企業の福利厚生などの発達であるというのが、有賀の認識だった（本多 2015 : 69-71）。これは、革命を経ずとも生産力の発達が社会構造を変えうるという、生産力主義的な立場であるといえる。先述したとおり、生産力の発達を含意する近代化だけでは不十分で、文化的な水準の高さが重要だという二元論を有賀はとるのだが、戦後過小農形態が日本の低い文化水準の要因であることを強調していた（有賀 [1947] 1970）ように、生産力の問題は有賀にとって決定的であり続けた。

先に引いた1965年の論文において、有賀は「経済の規模もまだ十分に大きくはなく、福祉国家の理想もまだ実現せず、微々たる社会保障の条件の中では」、「家」であれ「家族」であれ、「その成員の生活保障の最後の保塁としなければならない必要がまだ大いにある」（有賀 [1965] 1970 : 152）という認識も示している。それに続く「西洋の個人主義や民主主義の誤った適用によって、家をむやみに否定することは日本自身を否定すると同じであることを知らねばなりません」（有賀 [1965] 1970 : 152-153）という言明は、それ以降の歴史と現状を考えると様々な意味で示唆的である。

1970年代の低成長期、国家財政の悪化と高齢化の進展を前に、家族の役割に期待する「日本型福祉社会」論が登場する。先に引いた有賀の言から半世紀あまりが経った現在、日本の経済成長は頭打ちになり、かつ福祉国家化は進んでいない。極度の高齢化と少子化に直面する日本では、福祉や教育を家族の責任とするような、また日本の独自性を強調し愛国心の涵養をうたうような政策が推進されている。

経済成長や産業構造の転換を経て、唯一無二の生産や生活保障の単位ではなくなった「家」は、すでにかつての「家」ではないかもしれない。しかし、「家」ではなく「家族」になったとはいえ、それは「日本の家族」であるというのが、有賀の主張であった。積極的に評価すればこれは、「複数の近代」「経路依存性」といった近年の問題意識を先取りしていた。批判的にみれば、現在まで続く日本特殊論とそれにもとづく諸政策の正統化という役割を果たしうる。

生産力主義は、生産力が増大しているうちは漸進的な改革派の論理たりえるが、それが止まれば自動的に保守主義にならざるをえない。あるいは、生産力の増大を含意する「近代化」という軸とは別の、「文化水準」(有賀の場合、それは「ヒューマニズム」を含意しながらも「日本的」でなければならない)といった軸を重視せざるをえない。「家」論の政策的含意の評価は、それが置かれた文脈に依存することになる。有賀の実証研究は参照されても民主主義論が今では注目されづらいのは、また、その政治的位置づけが定まらないのは、有賀の議論のこうした特徴によるだろう。その現代的な意義をどのように考えたらいいのかは、本稿末尾で再度検討したい。

3. 近代化とシティズンシップ ——変遷するコミュニティ——

ここまでみてきた有賀の議論と大友のそれとの接続をより明らかにするための補助線として、シティズンシップ研究の知見を参照したい。この補助線の導入により、一番ヶ瀬の議論の位置も明らかになるだろう。

シティズンシップとは何か。最もよく参照される T.H. マーシャルの論文「シティズンシップと社会的階級」の定義に従えば、それはあるコミュニティの完全な成員の、権利と義務を伴う地位身分である。シティズンシップのコミュニティは、古代や中世の都市国家など古くから見いだすことができるが、近代におけるそれは国民国家である (Marshall and Bottomore 1992=1993)。

有賀が「家」論でいう「生活保障」とは、シティズンシップの社会的要素ということができる。ただしこれは、20世紀の福祉国家のそれではない。前近代の共同体においては、例えばギルドのような互助の仕組みとして社会的シティズンシップが存在していた。村落共同体における互助の存在は言うまでもなからう。有賀のいう「家」は、また大友のいう「福祉文化的基盤」は、前近代的な社会的シティズンシップを引き継ぐものということができる。

近代的ないしは自由主義的シテイズンシップ論と呼ばれるマーシャルの史観においては、近代初期にこの古いコミュニティのシテイズンシップ——シテイズンシップの諸要素や、権利・義務は未分化の、特権的な地位身分——は解体される。そして近代国家を新たなコミュニティとして、18世紀にシテイズンシップの市民的要素（自由権や私有財産権などの市民的権利）が、19世紀に政治的要素（参政権などの政治的権利）が、20世紀に社会的要素（社会福祉などを内実とする社会的権利）が発達したとされる。

20世紀中盤、社会が直線的に発達するという史観は、一般的なものだった（マーシャルの論自体には多様な含意があるものの、その主張は典型的な進化論的近代主義として扱われた）。社会学においても、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ、コミュニティからアソシエーションへ、といった図式が、進化論的に理解されていた。戦後日本において主流となった、前近代的な「家」（すなわち封建的な社会的シテイズンシップ）が解体され、近代的な「家族」になるという家族論もまた、こうした近代主義の一種といえる。個人主義を基礎に置いた民主的な「家族」、そしてそれらを包摂する民主的な福祉国家（あるいは社会主義国家）に向けて、社会は発展しつつある。古い「家」や専制的な国家は、前時代の遺物として廃絶されつつあるし、廃絶されなければならない。これは、西欧においても日本においても同じであるし、同じでなければならない。日本の後進性・封建性は克服されなければならない、というわけである。

これに対して有賀は、民主化や近代化は否定しないものの、その道筋には多様性があることを強調する。そうした認識を欠いたまま、日本において実質的に生活保障を担ってきた「家」を否定することは、有賀からすれば空疎な観念論である。そうではなくて、日本の「家」が福祉を担ってきたこと、そしてその現存を認め、「家」を（すぐに廃絶しようとするのではなく）民主化することが必要である、というのが有賀の主張であった。

この主張は、シテイズンシップのコミュニティの複数性とかかわる。その複数性とは、シテイズンシップのコミュニティは「家」のみであったり、「近代国家」のみであったりするわけではない、ということの意味する。また、シテイズンシップのコミュニティは福祉国家に向け単線的に発達するわけではない、ということも意味する。

進化論的なシティズンシップ史観によれば、前近代では小都市国家や村落共同体であったシティズンシップのコミュニティは、近代化の過程で国民国家に統合されていく。複数あったコミュニティが、国民国家—福祉国家という単一のコミュニティに、単線的に発展し統合されていく、というのである。

それに対して有賀は、福祉を担うシティズンシップのコミュニティの構成単位として前近代から続く「家」に注目する。そしてそれが、近代化（戦後改革）によって廃絶され、新たに「家族」、そしてそれを構成単位とする民主国家に再編される、という近代主義に違和感を表明する。シティズンシップのコミュニティとしての「家」の歴史的かつ現在の役割を認め、実在するそれを改革することを主張したのである。

こうしてみると、単線的な発展を称揚する近代主義ではなく、近代化そのものを否定する保守主義でもない、しかし民主化を志向する有賀のモチーフが、大友に受け継がれていることは明らかであろう。図1、図2に整理したように、大友は単線的な近代化論を批判し、「福祉文化的基盤」という軸を持ち込んだ。「福祉文化的基盤」は「地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動」を意味するものだった。そこには当然、有賀のいう「家」も含まれよう。大友は有賀らの発想をさらに広げ、各々の伝統を当然ながら引きずった各地域のコミュニティの共同性や互助活動を含意する「福祉文化的基盤」という軸を設定した。そのことにより、近代化のもとでの地域的な差異がどのようにあらわれたのかを明らかにする座標が見いだされる。各地域の福祉のありようは、各地域のシティズンシップのコミュニティの多様性と、各地域の近代化の多様性が反映される形で、この座標に位置づけられることになる。

大友自身が述べているように、「福祉文化的基盤」の直接的な発想の元は、一番ヶ瀬康子の「福祉文化」論にある。一番ヶ瀬らは、特に芸術やスポーツなど文化活動の福祉的側面に関心を示していたが（一番ヶ瀬他編 1997）、その概念は拡張されている。大友は先述したとおり、「福祉文化」とは生活の質的向上や安定をめざすもので、衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などのあり方を指すものとしている。いわば福祉にかかわる「上部構造」全般であるが、大友はそれを支える「下部構造」を、有賀らのいう「家」ととまらない、また生産様式（生産力と生産関係）というマルクス派の枠組

みにもとどまらないものとして、「福祉文化的基盤」という概念に拡大し、近代化との関わりをより総合的に明らかにしようとしたのである。

本稿が有賀や大友らの議論に見いだした、コミュニティの複数性やその変容という視点は、ポスト近代といわれる現在のシティズンシップ研究に共有されている。福祉国家というコミュニティによる一律の社会的シティズンシップの保障は、グローバル化のもと現実的にも規範的にも疑われるようになってきている（亀山 2011）。一番ヶ瀬らは福祉における文化的側面や市民の自主活動の側面、また地域社会での福祉を強調したのだが、それはグローバル化の時代に「政府」（福祉国家。「第一の道」）でも「市場」（新自由主義。「第二の道」）でもない、ローカルな市民社会組織の互助による福祉の実現をうたった「第三の道」路線のシティズンシップ観（Giddens 1998=1999）に共鳴するものだったといえる。

冒頭に、大友著の二つの面での越境性を指摘した。一つは、社会学と社会福祉学という学問領域の越境。いま一つは、東アジア圏に注目することによる、方法論的ナショナリズム（現在の国境にとらわれた分析）からの越境である。本稿は主に第一の点を論じたわけだが、そこにはシティズンシップのコミュニティが近代国家に集約されるという近代主義への批判を見いだすことができた。そのことは自ずと、第二の論点である方法論的ナショナリズムの限界への批判を意味することになる。

前近代の社会的シティズンシップを正当に評価しようとする有賀らの「家」論や、市民の自発性を重視する一番ヶ瀬らの「福祉文化」論は、そして両者を引き継ぐ大友の福祉社会学は、近代的・福祉国家的シティズンシップが揺らぐ現在、新たなアクチュアリティを持ち始めている。それらは、閉鎖的でパターンリスティックな近代国家のシティズンシップの解毒剤になるかもしれない。だが、場合によっては人々の生活保障から国家を免責することにつながる可能性もある。

「家」や「福祉文化的基盤」は、近年の用語を使えばいずれも「資源」や「社会関係資本」として読み替えることができるだろう。問題はそれらを、コミュニティの存続を第一義に考える視点でとらえるか、個人の福祉を実現するためのものとするかである。

「家」を構成単位とするような旧来のコミュニティが衰退することを、徳

の涵養によってのみ乗り越えようとする試みは、左派右派問わず無効である。戦後の法制度改革や民衆の啓蒙だけでは社会は変わらないことを喝破した有賀らの業績は、そのことを教えている。とはいえ、「家」なり「日本型福祉社会」なりの役割に過度に期待するのをもまた現実的でないことは、日本の現状が示してしている。

有賀らの学統が示唆するように、「家」なり旧来的なコミュニティなりは、すぐに全廃したり近代化に解消したりできるものではない。しかし、「家」なりコミュニティなりの存続を自己目的化するようでは、個人化の進む現代、問題は解決しそうにない。

個人主義の立場からすれば、それらもまた人々の福祉を実現するための資源でしかない。現代を代表する個人主義的アプローチである、A. センのケイパビリティ論 (Sen 1992=1999) を参照してみよう。センによれば、福祉の指標は所得や資源の多寡ではない。それらは手段や結果でしかないのだ。重要なのは、「…できる」「…である」といった「機能」である。福祉の評価は機能の評価にもとづくべきだとセンは言う。ケイパビリティは、諸機能(様々な「できること」)の組み合わせとしてあらわされる。機能の集合であるケイパビリティが大きいかほど選択肢が広がり、行動の自由が広がる。福祉を評価するには、手段や結果にすぎないGDPや所得ではなく、このケイパビリティに注目すべきだというのがセンの主張である。

こうした議論に従えば、「家」であれ「福祉文化的基盤」であれ、それらは目的ではなく手段である。それらにより諸個人に何ができるかという機能が重要であり、その集合であるケイパビリティを拡大するための手段としてとらえる必要がある。

近代化と福祉文化的基盤の上に社会事業が結実するという大友の議論は、こうした個人主義的なアプローチの上で発展させる必要があるし、発展させることができる。近代化により「できること」、福祉文化やその基盤により「できること」があり、それら機能の集合が、諸個人のケイパビリティを規定する(社会事業はその手段ないしは結果の一形態である)。先人たちの業績を、例えばこのように読み直し、読み替えていくことなしには、今後の研究の発展はないだろう。

[文献]

- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way*, Cambridge: Polity Press.
(=1999, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社.)
- Marshall, T.H., and Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*,
London: Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシッ
プと社会的階級』法律文化社.)
- Sen, Amartya, 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University
Press. (=1999, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波
書店.)
- 有賀喜左衛門, [1947] 1970「農業の発達と家制度」『有賀喜著作集IX』未来
社.
- , [1955] 1970「家制度と社会福祉」『有賀喜著作集IX』未来社.
- , [1965] 1970「結婚と家・子ども・社会」『有賀喜著作集IX』未来
社.
- 本多真隆, 2015「有賀喜左衛門の民主化論——「家」の民主化と「家族」の
民主化」『家族研究年報』No.40.
- 一番ヶ瀬康子・小林博・河島修・藺田碩哉編, 1997『福祉文化論』有斐閣.
- 亀山俊朗, 2011「シティズンシップとそのコミュニティ」木前・時安・亀山
編『変容するシティズンシップ』白澤社.
- 大友昌子, 2007『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮』ミ
ネルヴァ書房.

<論文>

社会福祉学と社会学のダイアローグの
原点としての社会調査資料
——「帝国日本の植民地政策研究」から
戦後の「労働調査資料」の復元研究へ——

Social Research Brings Social Welfare and Sociology Together

相澤 真一

Shinichi AIZAWA

中京大学現代社会学部准教授

要旨

本稿は、大友昌子氏の報告論文から示唆を得て、社会学的歴史研究のあり方を検討したものである。大友昌子氏は、有賀喜左衛門の近代化論を応用する形で、帝国日本による植民地統治時代の台湾・韓国における社会事業史研究を行い、そこから「抑制された近代」を見出している。この視点に対して、社会福祉学の問題関心によって行われてきた戦後日本社会の貧困に関する社会調査原票の復元を通じて、本土内に貧困という形で残された社会のありようが浮かび上がってくる。社会福祉学が社会学など隣接学問と対話しながら行ってきた社会調査は、現代社会において、社会学から社会の変容過程を見直す上で大変貴重な資料となっている。社会学が歴史的研究を切り拓いていく上で社会調査資料は社会学のリテラシーが生かせる重要な資料であり、また、社会福祉学と社会学のダイアローグの原点である。

キーワード：社会福祉 (Social Welfare)

社会調査資料 (Social Research Resource)

近代化 (Modernization)

1. 問題提起

社会福祉学と社会学とのダイアローグとして両者の研究を架橋して検討すると、近代社会形成過程として日本社会の変遷をどう社会福祉学と社会学がとらえてきたのかという問題に行き着く。そして、その先には、近代社会を捉えてきた社会学における歴史研究の位置、とりわけ歴史社会学が何を研究してきたかということについて、反省を迫らずにはいられない。

今回、話題提供を賜った大友昌子氏の主著『帝国日本の植民地社会事業政策研究』は、日本だけでなく、一部が中国語に翻訳され、日本の研究者による台湾研究のリーディングスとして、収められている¹⁾。すなわち、日本語で書かれたものであっても、台湾現地でも読むべき価値がある研究と評価された研究である。このリーディングスでは、大友氏以外に、社会学者の小熊英二、野村明宏らの名前も見ることができる。しかしながら、1990年代から2000年代前半にかけて、日本の歴史社会学者が、国民国家論やポストコロニアリズム論を標榜し、多数の研究を産み出してきたことを鑑みると、まさに日本にとってポストコロニアルな位置にあった台湾にとって読むべき価値のある論文として捉えられるものがここまで少数であることは、大友氏の業績が燦然と輝く一方で、後から振り返ると残念な事態である。

すなわち、1990年代から2000年代前半の日本の社会学、あるいは歴史社会学というものが、看板としては国民国家論、ポストコロニアリズム論を打ち出してきたものの、その内実としては、当時の世界の社会学の研究が保持していた国民国家の再検討のなかで、植民地、ポストコロニアリズム、あるいは国民文化などを照射しなおす研究をきわめて表層的にしか受容してこなかったのではなかろうか。1980年代の現代フランス思想の流行の後、一世を風靡したカルチュラル・スタディーズやポストコロニアリズム論は、本来、世界に広大な植民地を持っていた欧州と植民地との緊張関係のなかで生まれた議論であった。そして、この緊張関係が、湾岸戦争、9.11テロ、イラク戦争などでさらに混迷を深める中、そのままグローバリゼーション論へと接続していった。このような国民国家論、ポストコロニアリズム論からグローバリゼーション論へと引き継がれた厳しい緊張関係は、海外の社会学者の研究にははっきりと見られる。例えば、国際社会学を先導した社会学者の一人であるサスキア・サッセンの研究では、1990年前後の著書『グローバル・シティ』、『労働と資本の国際移動』から2006年に原著が出版された『領土・

権威・諸権利』にも表れるように、都市・人・モノをめぐる国際的な移動のなかで問われなおした国民国家と旧植民地の在り方が、グローバル社会、グローバルネットワークの基礎的關係を構成していき、その中で、ポストコロニアリズムがグローバリゼーション論へと展開していった。一方で、日本では、サッセンを翻訳・受容したような国際社会学の一部の研究系譜を除き、国民国家論の「流行」の後に、脈絡ない「流行」としてグローバリゼーション論が受容されている。日本にとって、旧植民地であった台湾・韓国の研究を行った大友氏の重厚な研究が後世に語り継ぐことのできる意義ある研究になった一方で、一時の流行のように泡沫のように消えていった歴史社会学の研究が多数ある。

では、2010年代後半の日本で「生存」している社会学的歴史研究にはどのようなものがあるだろうか。その一つの手がかりとして、野上元・小林多寿子編の『歴史と向きあう社会学』（ミネルヴァ書房、2015年）が挙げられる。編者の一人である野上元は、マックス・ヴェーバーの比較宗教社会学や『経済と社会』のような「巨大な試みとしての「普遍史」」のような研究があることをほのめかしつつ、「近年このような意味での歴史社会学（比較歴史社会学）の類書をあまりみない」と指摘する（野上 2015：6）²⁾。野上は、歴史社会学が依拠する歴史研究の営みは「人間が作り上げる複雑な相互作用の過程としての「社会」を記述しよう」とするものである。野上は、このような記述は、「できごとに関する入念な解釈や当事者の主観や意味付けの再現、あるいは対象に十分接近した観察者あるいは内部観察者でなければ知り得ないような事実を含んだ、内在的な記述とそれにともない「理解」を必要とする」ものであり、文化人類学者のクリフォード・ギアツの例に倣い、「厚い歴史記述」こそが歴史研究たらしめているものであると提案している（野上 2015：6-7）。その上で、歴史社会学を理解する補助線として、ミシェル・フーコーの議論を取り上げることにより、「過去という異文化に触れることで現在の「あたりまえ」を強烈に相対化するための方法」としての「考古学」と「多様な可能性が示されるなかで、変えようもあり、しかし同時に逃れがたくもある〈現在〉の起源や対象の「本質」をさぐるための方法」としての「系譜学」を、歴史社会学を理解する補助線概念として提示する（野上 2015：12）。この議論は、少なくとも日本の歴史社会学の現在位置を示す点では的を射た指摘である。この上で、野上と小林は「歴史資料の創造性」、「歴

史表象の文化政治」、「歴史経験の再帰性」という3つの部に分けて、各著者が歴史社会学的研究の現在を紹介している。

種を明かせば、この書籍の「第I部 歴史資料の創造性」の第2章において、「歴史的資料としての社会調査データ」として、筆者も執筆に参加した（佐藤ほか2015）。しかしながら、他の方々が歴史社会学として研究しているものと並べてみた場合、全く違うものを研究しているかのような印象を与えたという違和感があった。一方で、野上・小林編（2015）とは対照的に、2010年から社会調査資料の復元作業に着手し、2012年度から中京大学現代社会学部赴任して出会ってきた社会福祉学が行っている歴史的研究の系譜のほうに筆者にとって目指すべきと考える歴史社会学（あるいは、この言葉にある種の研究が限定されるのであれば、「社会学による歴史研究」）であるように感じさせられてきた。

そのような疑問と違和感に向き合っているなかで、大友昌子氏の帝国日本の社会事業の研究は、むしろ社会福祉学と社会学のダイアログを促進させ、グローバル化時代のあるべき歴史的研究のあり方に一定の指針を与えてくれるように思わせる。そこで、本稿は、まさに社会福祉学と社会学のダイアログを体現する存在の一人であった大友昌子氏の研究業績を社会学の観点から検討し直す（第2節）。この作業のなかで、社会福祉学と社会学のダイアログの原点である社会調査資料の意義に立ち返り、現在、筆者が行っている計量歴史社会学による研究から、社会福祉学と社会学が対話している地点を再確認する（第3節）。この上で、社会福祉学と社会学が、共に発展していくために、さらにダイアログを積み重ねられるような研究への指針を「まとめ」として示す（第4節）。

2. 大友昌子氏の帝国日本の植民地社会事業史研究が示唆するもの

大友昌子氏の主著『帝国日本の植民地社会事業政策研究』（2007年、ミネルヴァ書房）は、帝国日本の植民地政策に焦点を当てた社会事業史研究として、社会福祉という近代セクターが、帝国日本において、どう立ち上がったのか、という近代化を比較歴史社会学で捉えた研究とみなすことができる。この点で、大友氏の研究は、最新の海外の研究潮流に乗って表現すれば、日本ではあまり試みられていない比較歴史社会学的研究である。しかしながら、大友氏はこのような時流に乗って研究を位置づけるのではなく、あくまで先

達の研究を応用するという立場をとり続けていた。大友氏の論考では、学ぶべき先達として有賀喜左衛門の研究が掲げられている。有賀は、日本の農村社会学あるいは家制度についての重要な研究者として知られているが、大友氏は、有賀が示す社会学の研究の視点を丁寧に汲み取っている。大友氏が行ったことは、まさに有賀喜左衛門が志向した全体社会研究としての社会学の在り方の応用そのものであった。例えば、有賀は、戦後日本社会のなかで、社会学の意義について次のように述べている。

社会学が現実社会と対決するのであるなら、全体社会への巨視的追求を行なうべきことは必至でなければならない。全体社会といっても、それは種々のスケールで考えることができる。日本全体としてもよいし、極東諸国とかアジアとしてもよいし、もっと広く世界としてもよいわけであるが、そういう比較や総合に行く基礎手段として、われわれにとっては日本を全体社会の一つのスケールとしてまず取り上げることが大切だと思う。(有賀 1956 → 1969 : 145)

有賀が示した、社会学こそ全体社会を検討することが必要であるという問題意識に対して、大友氏は「占領や植民地支配という抑圧的な政治状況のもとで行われる社会事業政策の意味と特質について明らかにすることを意図し、日本統治下の占領地、植民地のなかから台湾と朝鮮に着目して、社会事業形成の展開を具体的に追究すること」(大友 2007 : 1) というように研究目的を掲げている。さらに、大友氏は、社会学が根源的に内包する問題意識である「近代化」に注目する。大友氏は自身の問題意識として、「日本の社会事業の「近代化」に対して、同じ帝国日本の一部であった占領地、植民地の社会事業形成はどのような展開をたどったのか、日本と同じ「近代化」の道をたどったのか、もしたどったのであればそれはどのような「近代化」であったのか」という点を掲げ、そこから「抑制的近代化」あるいは「抑制された近代化」という仮説を掲げている(大友 2007 : 3)。

大友氏の研究全体を徹底するこの台湾・朝鮮という全体社会を対象とした近代化のあり方を解明しようとする意識は、まさに有賀が、社会学が近代化についてどのように考えねばならぬのかについて、論じてきたことを正統に応用している。有賀は近代化という現象を次のように捉えている。

すなわち、世界的な文化交流はいつの時代の人間にとっても、最も重要な問題であって、どの時代の、どこの国の人間もその中で生活し、次第に発展することができた。そして各時代の世界文化には、その中心となる国民と文化があり、その文化は他の国民に絶えず影響を与えた。その中心はもちろん移動したが、この現象の中に各時代の現在における modernization が生じていたと私は考える。これは、世界史的関連という現象の中で生じたのであるから、各時代における指導的文化にもとづく共通な世界史の問題の自覚があり、各国はそれぞれの特殊な立場において、それに対応するものでなければ、生存することはできなかった。各時代のそういう現在の問題の自覚の上に初めて、modern の自覚ないしは modernization が生じたというべきであろう。（有賀 1967：129）

このように、各社会における近代のあり方の特殊性がそれぞれにあることを踏まえて、日本の近代化をどのように解明すべきか、について、有賀は次のように述べる。

日本の近代化（modernization）は、日本歴史のどの時代の現在においても、世界状況が外部から日本をとらえたとともに、日本が自主的にこれに対応したことによって、引き起こされたのである。明治以来の期間に日本が創り出した文化ですら単に模倣と見ることは誤りである。（有賀 1967：142）

すなわち、有賀は、日本の近代化（modernization）について、各国同様に日本の自主的対応が特殊な性質をもたらしていることは当然であると論じている。そして、その特殊性を社会の全体性をもって捉えるべきだと論じている。また、有賀は後年、別のところで、社会福祉についても同様のスタンスで研究することの重要性を訴えている。

社会福祉学のように、国民全体の福祉を根本的に考えなければならぬ学問が、個々の事例研究としてその対象を小さく取り上げれば十分だと私は言うのではない。一国の政府が立てる社会福祉政策は、全国的規模でその対象を捉えなければならぬ必要に迫られているのは当然であるが、そのた

めには底辺の個々の小社会集団や個人の生活の国民的特質を確実につかま
えなければ、全体的な政策を精密に立てることはできないと私は言うので
ある。(有賀 1978 → 2001 : 267)

かくして有賀は、全体性と個々の事例研究の両者を両立すべきだという極
めて荷の重い課題を提示しながら、「日本における社会福祉も、いかに先進
諸国の影響を受けようとも、結局日本社会に適應するものが創り出されな
ければならないのだから、これを自覚的に捉えなければならない」(有賀
1978 → 2001 : 271) と締め括っている。

大友氏はこの荷の重い課題を総頁数にして 500 頁を超える大著を持って応
えている。筆者としては、ここで取られている研究視角および研究方法こそ、
日本で行われている歴史社会学の研究よりも、ずっと歴史社会学を名乗るに
ふさわしい研究であるように感じる。大友氏の研究は、昨今の歴史社会学と
いう領域が、ともすれば、全体社会への志向を忌避することにより、社会と
の接続を失いかけている現状³⁾において、社会を捉える可能性をいくつかの
方法によって示しているからである。

すなわち、大友氏の研究は、有賀喜左衛門の理論枠組を社会福祉学に援用
することにより、社会福祉学の学問的水準を高めようとする氏の研究志向が、
結果として、社会福祉学にも社会学にも有益な社会の全体性を捉える方法論
的發展可能性を提示している。この方法論的發展可能性とは、一言でいえば、
方法論的柔軟性である。大友氏は、「抑制された近代化」を明らかにするた
めに、公式統計、公式資料、二次資料、当時の言論資料をふんだんに利用し
ている。氏自身は、本研究の土台としては、行政資料を掲げ、「活字化され
た統計書類、行政資料群および「年史」類」あるいは「行政行為の結果書き
残した」文書や個人文書、さらに「民間の社会事業」については雑誌記事、
新聞記事を用いたことを示している(大友 2007 : 25)。

大友氏のこの方法論的柔軟性は、現在の歴史社会学が辿り着いた一つの資
料に対する方法論的規準に基づく最適解であると考えられる。すなわち、こ
れまでさまざまに歴史社会学および社会調査史を論じてきた佐藤健二は、歴
史社会学の資料収集の「原点」の「シンプルな原則」として、「当該社会に
おける資料の社会的な存在形態を丹念に把握し考察せよ」(佐藤 2015 : 105)
と述べている。そして、ここから歴史研究がしばしば陥っている「一次資料

／二次資料」の区分を超える「n次資料」論を提示している。このn次資料という論法によって、「一見「一次資料」のように見える現地的・直接的なデータを、「n次」に重層する規定作用のなかで精確に、そして社会的・構造的に解読することの大切さ」（佐藤 2015：106）を佐藤は主張している。これはまさに大友氏の則った方法論的規準に立ち返ったものと言える。

大友氏の研究は、有賀喜左衛門の全体社会を捉えることの重要性を素直に実践したことにより、方法論的には柔軟性を持って資料を集めることができ、それゆえに、台湾・朝鮮の社会事業を日本と比較するという極めてダイナミックな比較歴史社会学的实践を可能にした。この点は、上述のように、歴史社会学が方法論的混迷の末に行き着いたシンプルな原則と符合している。大友氏が執ってきた先達と研究対象への真摯な向き合い方は、日本の歴史社会学の紆余曲折がいかに研究対象や研究意義とかけ離れたところで行われていたのかを気づかせ、また原点に戻って研究することの重要性を教えてくれる。

大友氏の研究アプローチはもう一つ重要な意義を教えてくれる。2017年12月の学術講演会でもやりとりを行ったように、本研究は、現代的な視点から見れば、日本における重要な「ポストコロナリズム」研究であるけれども、日本のポストコロナリズム論の枠組みには乗っていなかった。もちろん大友氏がポストコロナリズム論に気づいていなかった訳ではない。氏は、方法論を示した個所において、「植民地期の歴史研究が今日においても日本人はもちろん、台湾人、また韓国人にとっても、日本語の文献に依拠せざるを得ない状況は、ポストコロナル期においても植民地状況が再生産されていることを示しており、政治的文化的な問題状況は深刻である」（大友 2007：25）と指摘している。ただし、このようなポストコロナルへの視点には気づきながらも、あくまで、台湾・朝鮮の近代化が社会事業の歴史から比較した場合に、抑制されたものではなかったのか、という有賀近代化論の系譜を継承した問いに真摯に向き合い続けることにより、台湾・朝鮮、そして日本の近代化を比較歴史社会学として解明していることに成功しているのだと再度意義を繰り返したい。そして、その結果、「カルスタ」「ポストコロ」と呼ばれたような泡沫のように消えていった研究とは異なり、重要な研究として、後世にも残っていくこととなった。

以上のように、大友昌子氏の帝国日本の植民地政策研究は、有賀喜左衛門の社会学を社会福祉研究に丹念に応用していくことにより、むしろ社会学者

にその重要性を気づかせる研究となった。氏が社会福祉学と社会学の間で行ったダイアログが、社会学者に与える示唆は少なくない。

3. 戦後日本社会の社会学的歴史研究への応用の実例とその可能性

第2節でみてきた大友昌子氏の研究に示唆を得ながら、本節では、社会福祉学と社会学のダイアログからどのような研究を今産み出すことが可能なのかを、社会調査資料と社会学、とりわけ歴史社会学の方法論的視座から提示する。2000年代のさまざまな日本の歴史社会学における方法論的論争を経て⁴⁾、歴史社会学が新しい方法論を産み出す必要があることに気づいた研究者は少なくない⁵⁾。このなかで、さまざまな多様性を持って試み始められるようになったのが、歴史を、社会学的計量分析の観点から読み直す手法である。既に1998年に数理社会学会の学会誌『理論と方法』にて「計量歴史社会学」の特集が生まれ、また、佐藤香が『社会移動の歴史社会学』（佐藤 2004）を著したことにより、社会学がこれまで行ってきた社会調査の計量分析によって、歴史に迫ろうとする可能性がさまざまな形で検討されるようになった⁶⁾。

そのなかで、当時から残されたデータではなく、過去の統計データを復元することにより、日本社会を新たに捉えなおすことができるのではないか、という関心を一部の研究者が持ち始めた。そのような関心が一つの形でまず結実したのが、橋本健二が編著した『家族と格差の戦後史』である（橋本編 2010）。橋本健二らの研究グループは、1965年に実施された「社会階層と社会移動調査」（SSM 調査）において、集計されなかった家族に関する情報があることに注目し、これらを含めることによって、当時、注目されなかった女性のライフコースや独身者のありよう、あるいは、2005年に発表された映画「ALWAYS 三丁目の夕日」のような光ある高度経済成長期の描き方に対して、陰の部分を描き出した（橋本編 2010）。折しも、2000年代半ばころから「格差社会論」として、日本社会のなかでの社会的・経済的不平等に注目が集まるようになった頃、このような過去の社会調査データを用いた計量歴史社会学の研究は、日本の社会構造を通時的に捉えなおす可能性のあるものとして、浮かび上がってきた。

そして、このような「格差社会論」という関心から、過去の社会調査を見直してみると、誰しもが、当時の社会福祉学が、重要な社会調査を実践し、実証研究として重要な研究貢献をしていたことに気付かされる。社会福祉学

は、高度経済成長期に、独自の学問的水準を高めようとしながら、数多くの社会調査を行っていた。そのような調査も多くは、散逸してしまっているものだが、多くの偶然が重なりながら、そのまま調査票の原票が東京大学社会科学研究所（以下、東大社研）に保存されていることがわかった。これが東京大学の氏原正治郎が代表となった労働調査論研究会が『戦後日本の労働調査』に「労働調査資料」としてまとめた調査群のうち、「D 貧困・社会保障」としてまとめられている調査群である（労働調査論研究会 1970）。『戦後日本の労働調査』に 65 の調査がリストアップされているうち、貧困・社会保障関連調査は 11 がリスト化され、そのうち 7 点の社会調査票原票がそのまま現存している。全体として、3分の1程度が残存していると見られる「労働調査資料」のなかでは、極めて高い残存率である。特に極めて良好な状態として残っていたのが、労働科学研究所から原票を譲り受けた No.55 「貧困層の形成（静岡）調査」と 1961 年以降、神奈川県からの依頼を受けて 5 年にわたり行った No.60 「「ボーダー・ライン層」調査」、「No.61 福祉資金の経済効果調査」、「No.62 高齢者の労働・扶養調査」、「No.63 ソーシャル・ニーズ調査」、「No.64 団地居住者生活調査」の 6 点である。このうち、最も大規模な「ボーダー・ライン層」調査が 12551 票の回収票をはじめ、数千単位で回答が集められたサンプルサイズの調査票原本が社会科学研究所書庫に保管されている⁷⁾。

端的に言って、この調査群は、東大社研の「労働調査資料」のなかでは、主流に属する調査であった⁸⁾。そして、この調査がどのような問題意識、研究関心、資金事情から調査が行われ、そして、どのような経緯から、現存に至ったのかについては、もはや推察するしかない。その推察の手がかりは、社会福祉学と社会学のダイアローグのなかに見出すことができる。このダイアローグの交差点にいるのは、日本女子大学、中央大学などで教授を務め、『現代の「低所得層」』を著わした江口英一である。江口は、氏原正治郎とともに 1950 年代から東大社研にて貧困にかかわる調査を進めてきた（例えば、氏原・江口 1956、氏原ほか 1959 など）。また、その後、日本女子大学に移った後もさまざまな日本女子大学の研究者が東大社研の調査に携わっていた。そこで、江口英一や日本女子大学の関係者がどのように「労働調査資料」とかかわってきたのかを知るために、大友昌子氏に取次を依頼し、江口英一の遺作（江口・川上 2009）を共著した川上昌子氏（聖隷クリストファー大学）

にインタビューを2015年2月20日に行った。以下では、このインタビューで得た情報も、随時注記する。

江口は、「労働調査資料」における「貧困・社会保障」のデータを残してきた点で、「労働調査資料」の現在の姿において不可欠の存在である。一方で、この「労働調査資料」は、江口の研究の中心的な位置を占めていたのか？この問いに対する答えは、イエスでもありノーでもある。イエスと答えられる部分は、その後の江口の研究にはっきりと見出すことができる。江口の主著『現代の「低所得層」』では、戦後日本社会の貧困層の規模・生活水準の推定において、「労働調査資料」のNo.54「貧困層の分布（富山）調査」やNo.58「日雇労働者の賃金・最低生活費」が用いられている。また、貧困層に移動する過程の解明については、No.56「失対日雇（飯田橋）職歴・生活歴調査」やNo.59「被保護世帯の生活歴調査」が用いられている。勘の良い方は既にお気付きであると思われるが、これらの調査は、前述した現存している調査票とは異なる。すなわち、既に散逸・紛失してしまった調査票である⁹⁾。このように、いくつかの調査は江口の研究の重要な資料となったものはある¹⁰⁾。しかしながら、そのような資料は現存していない可能性が極めて高いことが現時点では確認されている。

一方で、残された「貧困・社会保障」に関する調査資料について、江口はどのように考えていたのであろうか。おそらく、それらに対する関心はあまりなかったのではないかと考えられる。それを示す端的な事実として、戦後日本の貧困・低所得層に対する調査をまとめた江口英一編『日本社会調査の水脈』には、1961年から5年間、神奈川県から委託されて実施した貧困・社会保障に関する調査について、一覧表への記載はあるものの具体的な記載はない（江口編 1990）。ここからは、さらなる推察でしかないのだが、江口にとって、神奈川県の依頼によって実施した大規模な貧困、福祉資金、高齢者、ソーシャル・ニーズ、住宅などにわたる調査は、自身の研究対象に近いものであった一方で、その手法は、労働経済学者の氏原正治郎の研究枠組、理論枠組に依拠するものであり、自身が進める研究関心から遠いデータが作られていたのではないかと、各種資料から推し量ることができる¹¹⁾。

それでは、江口の関心から外れていった「労働調査資料」のなかで現存する「貧困・社会保障」の調査は、現代から見て、研究意義のあるものなのだろうか。これは、「ある」と断言できる。その一端は、現存する社会調査資

料を復元したデータからどのような研究が産み出されているかが示していると言えるであろう。例えば、4人の共同研究者とともに『子どもと貧困の戦後史』（相澤ほか 2016）が既に提出されているし、それ以外にも数々の研究が産み出されている（東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター 2013, 小山 2015, 石島 2015 など）。

以上の歴史的経緯を鑑みると、計量歴史社会学と名乗りうる研究から日本社会の貧困や不平等を考える時、社会福祉学と社会学は絶えざるダイアログを行っていくことが必要となる。例えば、『子どもと貧困の戦後史』の第1章で筆者がまとめた1950年代初頭の静岡県を題材とした当時の貧困の情報を端的にまとめると以下の通りになる。

- 生活保護を受けていたという世帯を集めたデータセット（貧困層の形成（静岡）調査）の60%が女性世帯主の世帯であった。
- 女性世帯主のほぼ90%は離死別を経験していた。
- 男性稼得者の不在が貧困に強く結びついていた。
- 男性世帯主の貧困は働けないことと強く結びついていた。
- 当時の貧困脱出の鍵は、子どもが中学を卒業し、仕事に就くことにあった。

これらの情報が、氏原や江口らの当時の集計（氏原ほか 1959）を超えるだけのものを描き出しているかは心許ないが¹²⁾、一方で、現代における問題提起として、戦後から子どもの貧困が陥る形は変わっていない、むしろ現代では、学卒就職者の就職状況の悪化と雇用の非正規化によって、解決が困難になっているのではないか、ということが示唆される。また、大友氏の帝国日本の植民地政策研究の議論を援用すれば、台湾・朝鮮という戦前の帝国日本の「地域としての抑制された近代」に対して、本土内に戦後に残された「存在としての抑制された近代」としての貧困の姿が確認できる¹³⁾。

このように、近年の歴史社会学、とりわけ計量歴史社会学では、社会福祉学が社会福祉学たろうとするために行われた社会調査から数多くの示唆を受けている。社会福祉学が調査してきた営みの一つ一つが、近代社会の日本が形成されていく過程を記述した極めて興味深い資料となって残っていることを無視できず、日本社会についての計量歴史社会学を志そうとする時、社会学は社会福祉学と対話することが欠かせないのである。

4. まとめ

本稿では、第2節、第3節において、一見別々のように見えることを示してきた。第2節では、大友昌子氏の研究業績に依拠して、社会福祉学が社会学からどのような問題意識を受け継ぎ、研究してきたのか、またそこでどのような方法論を採用してきたのか、という議論である。一方、第3節では、近年の計量歴史社会学が、社会福祉学的関心に基づいて行われた当時の社会調査から、社会の歴史の変遷を読み解く可能性を検討してきた。大友氏の研究は、方法論的に柔軟な姿勢を取りながら、近代化の過程をどう読み解くかという極めてオーソドックスな社会学的近代化論から検討する必要性を改めて浮かび上がらせている。その一方で、大友氏も発見・検討・解説してきた社会福祉事業の歴史的展開とその効果に関する資料と研究蓄積は、資料の一次・二次を問わず、当時の社会状況を読み解く上で、大変重要である。

社会福祉学と社会学はその根本的問題意識において全く遠いものではない。むしろ、社会福祉学は、その成立過程において、社会学が行ってきた社会調査という営みを活発化させてきた。これは、社会調査の歴史がチャールズ・ブースの貧困調査にあることにも端的に示されている。このように、両者の問題意識から真摯に研究対象に向き合えば、歴史を研究する社会学を実践することによって、社会福祉学と社会学がより対話できるような地点を取り戻すとともに作り出すことができるのではないかと考える。そして、その対話を支える存在として、社会福祉学、社会学の双方が行ってきた社会調査は、社会を解明する大きな手掛かりとなるであろう。第2節に引用した有賀喜左衛門の「全体社会研究の必要」のなかで、有賀は別の箇所ですべて述べている。

社会学のような科学は特に隣接諸科学の業績との関連を重要視しなければならぬ必要がある。社会学の科学的立場を定義することは今日なお依然として困難であるように思われるが、そういうものが小さく固まってしまったらどうなるだろうか。戦後社会学が一般化され、現実の社会事象への対決が盛んになったと思ったとたんに、隣接諸科学における業績が社会学的な点で目立ってにぎやかになって来たので、いわゆる社会学プロパーの方の研究は、これと較べるといささか淋しく見える。少なくとも社会学の畑の内部には他の諸科学の上に行くような業績はあまり見られない。(有

賀 1956 → 1969 : 144)

有賀の指摘から 60 年を経て、日本の社会学は、量としては大きく発展したと言えるであろう。そのなかで、さまざまな学問や研究潮流が細分化されていった。それは、専門化という観点から見れば望ましいものであった一方で、失われたり、取りこぼしたりしてしまった問題意識や研究対象も少なくないであろう。社会調査を題材とした社会福祉学と社会学のダイアログが多くのごとに気づかせてくれるように、また、有賀の指摘のように、社会学と隣接諸科学の業績と関連させた対話こそが、変容する社会を捉えていく上で数多くのヒントを提供してくれる。

付記

本稿は、2017 年 12 月 4 日の大友昌子氏の学術講演会における筆者のコメントがもととなっているほか、第 3 節については、2016 年 3 月 14 日に「社研労働調査資料の中の「高齢者調査」・福祉資金調査」として東京大学社会科学研究所で筆者が行った研究報告をもととしている。本稿で紹介した「労働調査資料」の復元作業については、「社会調査・データアーカイブ 共同利用・共同研究拠点事業」として東京大学社会科学研究所より研究支援を受けている。

また、本稿でも紹介したように、大友昌子氏は、川上昌子氏（聖隷クリストファー大学）へのインタビューの機会を取り次いでくださった。それだけでなく、本稿で紹介した『子どもと貧困の戦後史』を構想していた 2013 年に慶應義塾大学で行われた日本社会学会でのテーマセッション「歴史のなかの貧困と社会的包摂」にてご発表、ご参加下さり、大変なご協力を賜った。この場を借りて、これらのご厚誼に対して、記して感謝申し上げる。

〔注〕

- 1) 2012 年に、薛化元編『近代化與殖民——日治臺灣社會史研究文集』として臺灣大学出版中心から出版されている。
- 2) なお、これは日本の歴史社会学に限定した場合にはあてはまる指摘であるものの、海外の研究を見渡した場合には、必ずしもそうではなからう。比較歴史社会学は、邦訳が複数なされているものでは、シーダ・スコチ

ボル、マイケル・マンの研究などがある。また、チャールズ・ティリーやステューヴン・コールバーグらも新しい著作をあらわしており、英語圏では社会学の重要な研究潮流を成している。これは、英語ならば、さまざまな問題はあれ比較できる程度には史料が入手できるという研究環境と無縁ではなからう。

- 3) 例えば、2000年代半ばに日本の歴史社会学的言説研究は、社会の全体性を言説が論じることができるのか否かという論争の結果、完全に袋小路にはまってしまった。さらにそのなかで、歴史社会学も言説分析も救い出そうとする試みがさらにこの泥沼にはまってしまい、のちに言説資料を用いた歴史社会学の研究を行える者がいなくなっていくという悪循環の論争に陥っていた。このような論争については、赤川（2001）、渡辺（2005）、佐藤・友枝編（2006）、遠藤（2006）などを参照のこと。
- 4) 第2節に注記した2000年代における歴史社会学の不毛な論争は、そのなかで、歴史や理論を志しながら、研究を頓挫せざる得なくなった数多くの大学院生や若手研究者を産み出していた。
- 5) 例えば、戦前・戦後社会を広範な視野から研究してきた高瀬雅弘は、山形県鶴岡市の旧制中等教育機関における学校資料の読み直し（高瀬2002）、や国鉄資料の丁寧な読解（高瀬2004）、人口動態へのアプローチなど（木村編2005）、当初の歴史社会学では等閑視されてきた資料を社会学として読み直す可能性を早くから打ち出してきた。また、当初より、北本正章が「子どもは意識的に資料を残さない」（北本1993：16）ことに端的に示されるように、史料において難を抱えていた子ども研究は、生徒・児童の作文などに着目して、子どもの歴史を復元した元森絵里子の研究（元森2009）や多種多様な資料から第二次世界大戦直後の最も描き出しづらい時期の最も描き出しづらい環境にあった子どもの世界を歴史的に描き出した土屋敦の研究（土屋2014）のような優れた研究が産み出されてきた。
- 6) なお、このような過去の社会調査データを取り扱った歴史研究がどのような射程を持ちうるかを考察したものとしては、佐藤（2004）の書評である森（2005）が参考になる。
- 7) ここで、どのように保管されているかなどの詳細については、相澤ほか（2013）や佐藤ほか（2015）を参照のこと。
- 8) その傍証として、この『戦後日本の労働調査』の続編という位置づけ

で山本潔によってまとめられた『日本の労働調査——1945～2000年』では、1970年代以降に、東京大学社会科学研究所がどのような調査が継続されたのか、そのリストが継続性をもって記載されている一方で、この「D 貧困・社会保障」については割愛されている（山本 2004）なぜ割愛したかについては、山本自身が「ここで特に断っておかなければならないことは、「貧困・社会保障」分野の諸調査についての検討を割愛したことである。この分野は社会的にはもちろんのこと、社会科学研究所関係の調査史においても、一つの重要な分野をなしてきた。しかしながら、この分野に関しては、1970年代以降、調査が実施されなかったし、それ以前の「貧困・社会保障」分野の諸調査については、すでに社会科学研究所『調査報告第24集』において検討されているので、本書は割愛することとしたのである」と記している（山本 2004：12-14）。

- 9) 筆者は、東大社研の書庫の中に残存している調査票のうち、江口英一がその後の研究で用いた調査票のみが残っていないことに気づき、その後、どうなったかを尋ねるため、川上氏へのインタビューで確認した結果、これらの調査票は、江口英一が日本女子大学から中央大学に異動する際に散逸・紛失した事実があることを川上氏から確認した。
- 10) この点を懐古的に触れたものとして、唐鎌（2017）が挙げられる。
- 11) これらについては、前述の川上昌子氏のインタビューからいくつか重要な示唆を得ている。例えば、氏原正治郎が大きな理論仮説を持って研究するタイプであったのに対して、江口英一がフィールドワークで現地踏査を重視しながら研究していたことを紹介されている。
- 12) この点の課題について、既に小内透が『子どもと貧困の戦後史』の書評で示している（小内 2017）。
- 13) このような解決困難な現代の日本の貧困状況や地域間格差を踏まえた現代日本社会の状況を説明したものとして小熊編（2014）が挙げられる。

[文献]

- 相澤真一・小山裕・鄭佳月, 2013, 「社会調査データの復元と計量歴史社会学の可能性」『ソシオロゴス』37号：65-89。
- ・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子, 2016, 『子どもと貧困の戦後史』青弓社。

- 赤川学, 2001, 「言説分析とその可能性」『理論と方法』16 (1) : 89-102。
- 有賀喜左衛門, 1956 → 1969, 「全体社会研究の必要」『有賀喜左衛門著作集 第8巻』所収, pp.142-6。
- , 1967 「日本の近代化」『有賀喜左衛門著作集 第4巻』所収, pp.113-76。
- , 1978 → 2001 「ケースワークの基礎」『[第二版] 有賀喜左衛門著作集第12巻 文明・文化・文学』所収, pp.266-72。
- 江口英一編, 1990, 『日本社会調査の水脈』法律文化社。
- ・川上昌子, 2009, 『日本における貧困世帯の量的把握』法律文化社。
- 遠藤知巳, 2006, 「言説分析とその困難 (改訂版) ——全体性/全域性の現代的位相をめぐる」佐藤俊樹・友枝敏雄編『言説分析の可能性——社会学的方法の迷宮から』東信堂, pp.27-58。
- 橋本健二編, 2010, 『家族と格差の戦後史——1960年代日本のリアリティ』青弓社。
- 唐鎌直義, 2017, 「私が江口英一先生の「低所得不安定階層」研究から学んだこと」『立命館産業社会論集』53 (1) : 85-107。
- 木村元編, 2005, 『人口と教育の動態史——1930年代の教育と社会』多賀出版。
- 北本正章, 1993, 『子ども観の社会史』新曜社。
- 小山裕, 2015, 「戦争未亡人たちの戦後」, 橋本健二編『戦後日本社会の誕生』弘文堂, pp.249-75。
- 石島健太郎, 2015, 「戦後復興期の貧困層」, 橋本健二編『戦後日本社会の誕生』弘文堂。
- 森直人, 2005, 「個別歴史性に定位した社会移動研究の可能性: 佐藤 (粒来) 香『社会移動の歴史社会学』を読む」『社会科学研究』56 (5/6) : 211-234。
- 元森絵里子, 2009, 『「子ども」語りの社会学——近現代日本における教育言説の歴史』勁草書房。
- 野上元, 2015, 「社会学が歴史と向きあうために——歴史資料・歴史表象・歴史的経験」, 野上元・小林多寿子編, 『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験』ミネルヴァ書房, pp.1-21。
- ・小林多寿子編, 2015, 『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験』ミネルヴァ書房。

〔論文〕 社会福祉学と社会学のダイアログの原点としての社会調査資料（相澤）

小熊英二編，2014，『平成史【増補新版】』河出書房新社。

小内透，2017，「書評 相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子著『子どもと貧困の戦後史』」，『社会学評論』67（4）。

大友昌子，2007，『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房。

佐藤香，2004，『社会移動の歴史社会学——生業／職業／学校』。

———・相澤真一・中川宗人，2015，「歴史的資料としての社会調査データ」，野上元・小林多寿子編，『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験』ミネルヴァ書房，pp.45-64。

佐藤健二，2015，「歴史社会学におけるデータ批判——資料の社会的な存在形態の解説」，野上元・小林多寿子編，『歴史と向きあう社会学——資料・表象・経験』ミネルヴァ書房，pp.103-6。

佐藤俊樹・友枝敏雄編，2006，『言説分析の可能性——社会学的方法の迷宮から』東信堂。

高瀬雅弘，2002，「兄弟順位による進路分化と再生産——1900-1920年代旧制中学校にみる社会集団の教育戦略」『〈教育と社会〉研究』12：58-66。

———，2004，「戦前期青少年人口の歴史地理——離村青少年の属性からみた移動の性格」吉田文・広田照幸編『職業と選抜の歴史社会学——国鉄と社会諸階層』世織書房，pp.63-87。

東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター，2013，「社会科学研究所所蔵「労働調査資料」の二次分析 研究成果報告書」東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター。

土屋敦，2014，『はじき出された子どもたち——社会的擁護と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房。

労働調査論研究会編，1970，『戦後日本の労働調査』東京大学出版会。

氏原正治郎・江口英一，1956，「都市における貧困の分布と形成に関する一資料（一）」『社会科学研究』8（1）：62-150。

———・江口英一・高梨昌・関谷耕一，1959，「都市における貧困の分布と形成に関する一資料（二）」『社会科学研究』11（2）：93-132。

渡辺彰規，2005，「ミシェル・フーコーにおける言説の諸性質について——〈言説分析〉から〈言説〉の諸分析へ」『年報社会学論集』18：264-75。

山本潔，2004，『日本の労働調査——1945～2000年』東京大学出版会。

執筆者紹介（掲載順）

- 大岡 頼光（中京大学現代社会学部教授）
岡部 真由美（中京大学現代社会学部准教授）
大友 昌子（元中京大学現代社会学部教授）
亀山 俊朗（中京大学現代社会学部教授）
相澤 真一（中京大学現代社会学部准教授）

編集委員

岡部 真由美・野口 典子

中京大学大学院 社会学研究科 社会学論集 第17号

発行日 平成30年3月31日
発行所 中京大学大学院社会学研究科
豊田市貝津町床立101
電話〈0565〉46-1211
発行責任者 野口 典子
印刷所 常川印刷株式会社
名古屋市中区千代田2丁目18-17
電話〈052〉262-3028

JOURNAL OF SOCIOLOGY

GRADUATE SCHOOL OF SOCIOLOGY,
CHUKYO UNIVERSITY

No. 17 (March 2018)

C O N T E N T S

Article

- Convincing the Elderly to Finance Social Security: Focusing on the Increase
in Social Security Tax (CSG) in France
..... Yorimitsu OOKA (1)

Special Issue

Dialogue between Social Welfare and Sociology: Colonization, Modernity, and History

- Introduction
..... Mayumi OKABE (25)

Research Paper

- Colonial Policy Study of Imperial Japan and Its Afterwards:
A Case of Social Work
..... Masako OTOMO (29)

Article

- Modernization and Welfare
..... Toshiro KAMEYAMA (49)

- Social Research Brings Social Welfare and Sociology Together
..... Shinichi AIZAWA (65)

GRADUATE SCHOOL OF SOCIOLOGY,
CHUKYO UNIVERSITY
TOYOTA, JAPAN